

(新温泉町「差別をなくし人権文化をすすめる」町民運動推進スローガン)

なくそう差別 守ろう人権 みんなの21世紀

人権に関する 新温泉町民の意識調査結果

令和5年度 新温泉町人権ポスター優秀作品



ゆめっこ認定こども園 やました はな 山下 華奈 さん



温泉小学校1年 なかしま 中島 鈴菜 さん



浜坂北小学校6年 こぼやし 小林 永斗香 さん



浜坂中学校2年 やまなか 山中 歌歩 さん



新温泉町・新温泉町教育委員会

▶ はじめに ◀

新温泉町では、同和問題をはじめあらゆる差別・人権問題の解消、根絶に向けて、現状の町民の人権意識及び人権啓発の成果並びに課題を把握し、今後の人権啓発を推進していくため、令和5年度に第4回目の「人権に関する新温泉町民の意識調査」を行いました。

意識調査の結果を基にして、今後の人権施策についてさらなる検討を行い、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決に向けて、関係機関とも連携・協働した幅広い取組を展開していきたいと考えています。

この調査結果が、今後様々な機会で活用されることを願っています。

1. 調査対象者

令和5年10月1日現在で満16歳以上の新温泉町民の1割相当の人。

(1,166人)

新温泉町選挙人登録名簿登録者数（令和5年10月1日現在）

区 分	温泉地域	浜坂地域	計
男	2,106	3,445	5,551
女	2,289	3,819	6,108
計	4,395 (37.7%)	7,264 (62.3%)	11,659 (100%)

2. 調査対象者の抽出方法

温泉・浜坂地域別、男女別、16歳以上の町民を年代別に、無作為抽出した人。

区 分	温泉地域（人）			浜坂地域（人）			計（人）		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
16～19歳	9	7	16	16	20	36	25	27	52
20～29歳	17	11	28	25	17	42	42	28	70
30～39歳	16	10	26	40	31	71	56	41	97
40～49歳	26	31	57	50	38	88	76	69	145
50～59歳	25	31	56	52	43	95	77	74	151
60～69歳	43	40	83	70	68	138	113	108	221
70～79歳	42	41	83	61	78	139	103	119	222
80歳以上	32	59	91	35	82	117	67	141	208
計	210	230	440 (37.7%)	349	377	726 (62.3%)	559	607	1,166 (100%)

3. 各年代別の配布数と回収数及び回収率

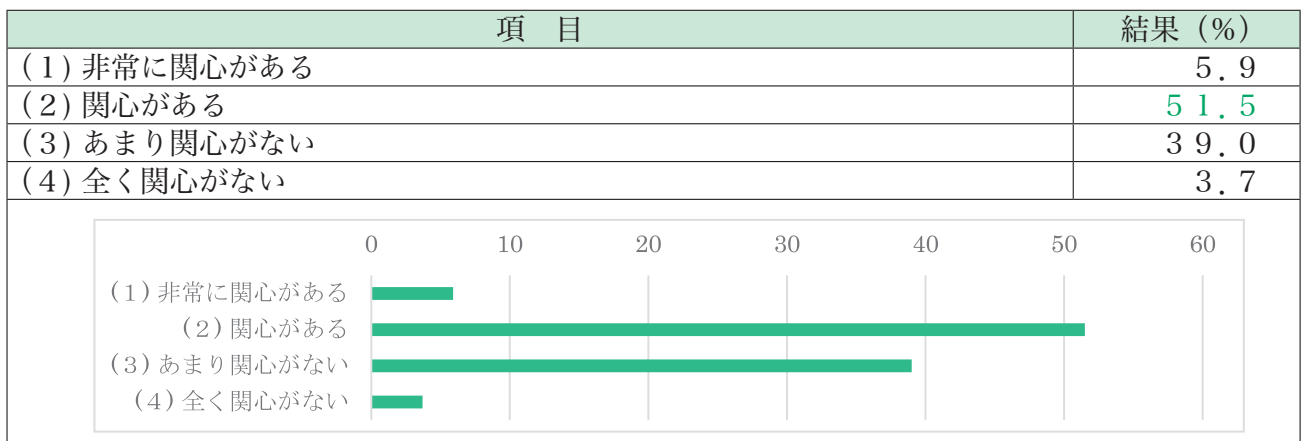
年 齢	配布数	回収数	回収率（％）
16～19歳	52	13	25.0
20～29歳	70	10	14.3
30～39歳	97	22	22.7
40～49歳	145	42	29.0
50～59歳	151	52	34.4
60～69歳	221	107	48.4
70～79歳	222	162	37.7
80歳以上	208		
合 計	1,166	408	35.0

4. 質問項目

- 【1】あなたは今、人権や差別問題に関心がありますか。
- 【2】あなたは、どのような人権や差別問題に関心がありますか。
- 【3】-1 現在の新温泉町は、人権が尊重されている町だと思いますか。
- 【3】-2 前の質問【3】-1で、「3あまり尊重されていない」「4尊重されていない」に○印をつけられた人、具体的に記述してください。
- 【4】あなたは、最近（近年）、他人の人権を侵害したり、差別したことがありますか。
- 【5】-1 あなたは、最近（近年）、自分や家族の人権を侵害されたり、差別されたと思ったことがありますか。
- 【5】-2 前の質問【5】-1で、「1ある」に○印をつけられた人、それはどのような差別や人権侵害でしたか。
- 【6】-1 現在、新温泉町において、障がいのある人に対する人権侵害について、特に問題があると思われるものはなんですか。
- 【6】-2 前の質問【6】-1で○印をつけられた人、具体的に記入してください。
- 【7】現在、新温泉町において、高齢者に対する人権侵害について、特に問題があると思われるものはなんですか。
- 【8】現在、新温泉町において、子どもに対する人権侵害について、特に問題があると思われるものはなんですか。
- 【9】現在、新温泉町において、女性に対する人権侵害について、特に問題があると思われるものはなんですか。
- 【10】現在、新温泉町において、在日外国人に対して、どのような差別や偏見があると思いますか。
- 【11】同和問題（部落差別）についてどう思いますか。
- 【12】同和問題を解決するにあたり、あなたのお考えはいかがですか。
- 【13】結婚相手を決めるときに家柄を気にしますか。
- 【14】結婚は、ふたりの合意により成立しますが、現実にはいろいろな理由で、家族やまわりの人たちが反対することがあります。このことについて、あなたはどのように思いますか。
- 【15】あなたのお子さんや家族または親戚が結婚する場合、結婚相手が同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどのようにしますか。
- 【16】未婚の人のみ。あなたが同和地区の人と結婚しようとしたとき、家族や親戚から強い反対を受けた場合、あなたはどのようにしますか。
- 【17】今なお同和問題がなくならないのは、なぜだと思われますか。
- 【18】あなたは、どのようにして同和地区が生まれたのか、理由を知っていますか。
- 【19】あなたは、なぜ同和地区が差別されてきたのか知っていますか。
- 【20】-1 現在、新温泉町において、部落差別はあると思いますか。
- 【20】-2 前の質問【20】-1で「1あると思う」に○をつけられた人、それは、どのような場面で現れると思いますか。
- 【21】-1 あなたは、本人通知制度を知っていますか。
- 【21】-2 あなたは、本人通知制度に登録していますか。
- 【21】-3 前の質問【21】-2で「2.登録していない」に○をつけられた人、今後本人通知制度に登録しますか。
- 【22】あなたは、部落差別解消推進法を知っていますか。
- 【23】あなたは、ヘイトスピーチ解消法を知っていますか。
- 【24】あなたは、障がい者差別解消法を知っていますか。
- 【25】あなたは、LGBT（性的少数者）のことについて知っていますか。
- 【26】-1 あなたの身近なところにLGBT（性的少数者）の人はおられますか。
- 【26】-2 あなたの身近なところにLGBT（性的少数者）の人がいた場合、あなたはどのように思いますか。
- 【27】あなたの身近なところに、エイズ患者・HIV（エイズ・ウイルス）感染者がいた場合、あなたはどのようにしますか。
- 【28】あなたの身近なところにハンセン病既往症の患者がいた場合、あなたはどのようにしますか。
- 【29】現在、新温泉町において、インターネットを悪用した人権侵害について、あなた自身が見たり聞いたり、経験したことがありますか。
- 【30】子ども、高齢者、障がいのある人への虐待、配偶者や恋人などからの暴力（DV）が、あなたのまわりで起きていることを知った場合、どのように対応しますか。
- 【31】今、同和問題をはじめ様々な人権問題についての学習活動が推進されていますが、そのことについて、あなたはどのように思いますか。
- 【32】-1 あなたは、近年同和問題をはじめとする人権についての学習会、講演会、研修会、講座等に参加されたことがありますか。
- 【32】-2 前の質問【32】-1の1～3に○印をつけられた方におたずねします。あなたが参加されたきっかけはなんですか。
- 【33】人権が保障される社会を実現するために、行政の施策として特に重要だと思われるものは何ですか。
- 【34】同和問題をはじめあらゆる差別解消に向けての取組についてのご意見・ご要望はなんですか。

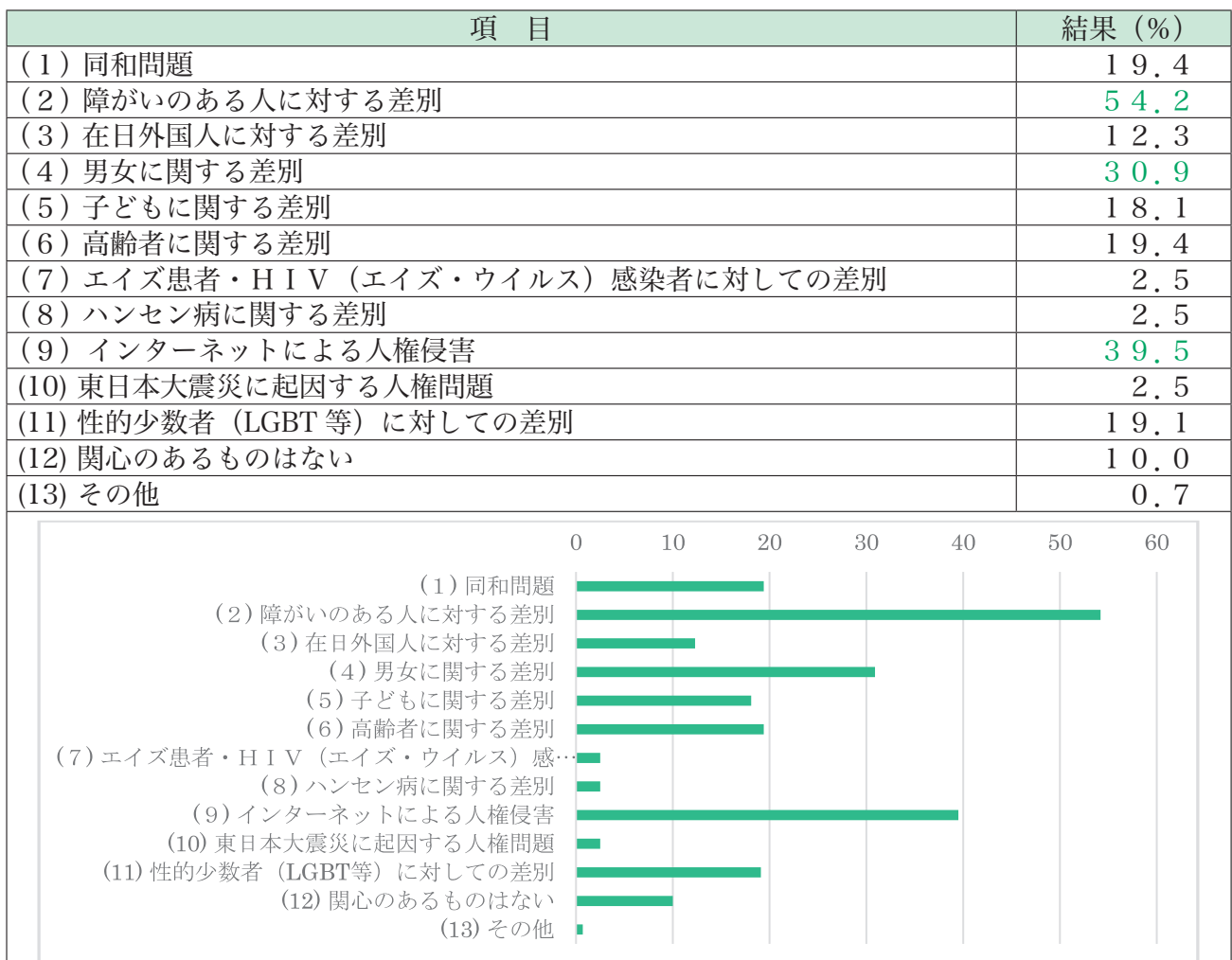
5. 調査結果

【1】 あなたは今、人権や差別問題に関心がありますか。



町民の57.4%が「関心がある」と答えているが、42.7%の人は「関心がない」と回答している。『人権の町』としては、「関心がない」が4割以上あることは残念に思う。一般論として、物事に対して無関心であることは物事がよくない方向に流れていることにも気づかず、ひいてはよくない方向に流れていくことに加担していることと同じと捉えることができるのではないかな。

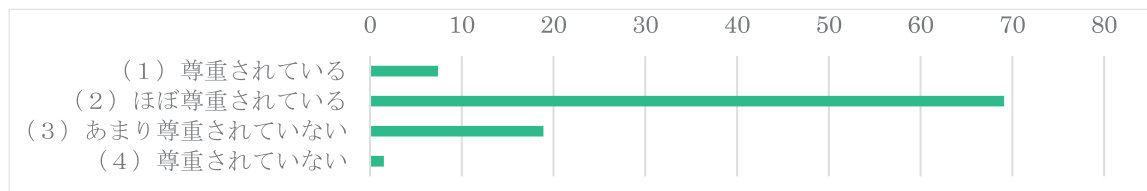
【質問2】 あなたは、どのような人権や差別問題に関心をもっていますか。(3つまで)



町民の関心度は「(2) 障がいのある人に対する差別」が54.2%で1位、「(9) インターネットによる人権侵害」が39.5%で2位、「(4) 男女に関する差別」が30.9%で3位を占める。次に、「同和問題」「高齢者に関する差別」「性的少数者に対する差別」「子どもに関する差別」と続いている。

【3】－1 現在の新温泉町は、人権が尊重されている町だと思いますか。

項 目	結果 (%)
(1) 尊重されている	7.4
(2) ほぼ尊重されている	69.1
(3) あまり尊重されていない	18.9
(4) 尊重されていない	1.5



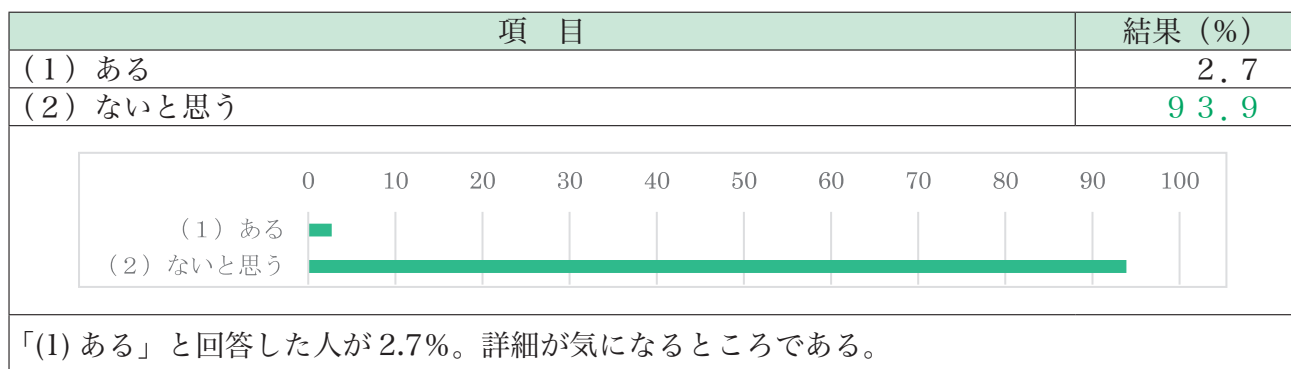
町民の 76.5%が「尊重されている」と回答し、20.4%の人が「尊重されていない」と回答している。5人に1人が「尊重されていない」と回答していることになる。

【3】－2 前の質問【3】－1で「3あまり尊重されていない」「4尊重されていない」に○をつけた人におたずねします。なぜそう思われるのですか。

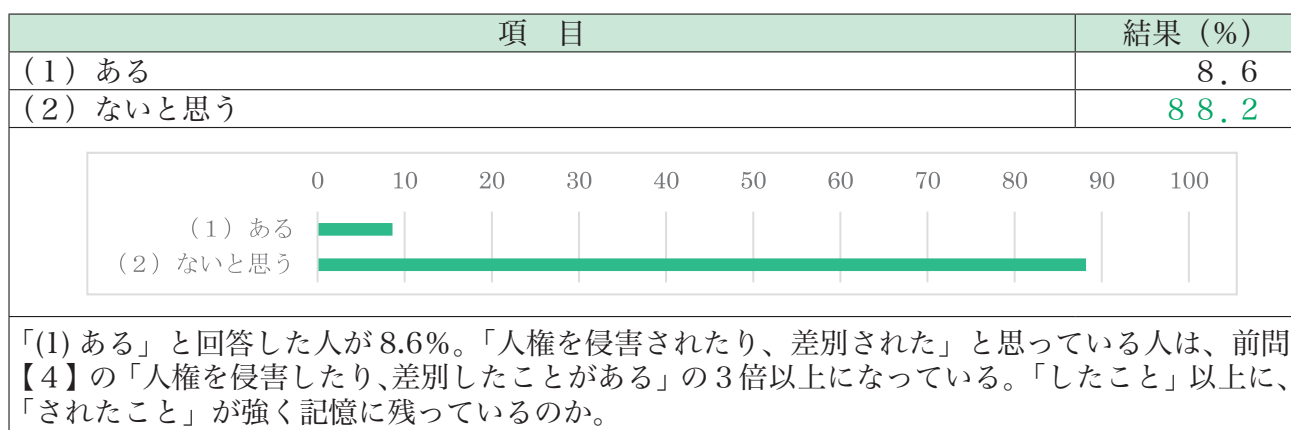
- ・広報に結婚、生まれた日、など名前がかかっているから。誰に見られているかわからないのでやめたほうがいいと思う。ほかの県ではしていない。
- ・雇用問題などに取り組みが悪い
- ・実感がない！差別に対して町がもっと前に出ていない！だめだ！！表面だけ、カタチだけ
- ・外国人住民の為に、災害放送を「やさしい日本語」にしてほしいと伝えているが、全然わかりません。外国人住民のセーフティネットが全く考えられていない。
- ・昔では多く存在していた今で言うハラスメントが特に注目されており、上の者から下の者へ、男性から女性へのハラスメント言動が多い。町民の意識向上が必要である。
- ・学習会など、いろいろと行われたりしていますが、普段生活（社会活動）していて、実感があまり感じる事がない。
- ・男女間の差別
- ・障害者福祉について町民の中で関心がある人が少ないように思います。
- ・「かわいそう」という言葉、“無関心”が多いように感じる。このままではいつか「虐待」のようなことにつながっていても不思議ではないと感じているから。
- ・他人の行動等、事実確認など無しに勝手に言い振れ回っている。他人のプライバシーに突っ込みすぎている。
- ・障がい者に対する尊重。町有財産に対する尊重。
- ・言葉による差別、小中学校などでのいじめ等、教師や保護者の方々も気づいていないものがある。公務員の方々も同じような感じがする。
- ・障がいのある人たちの働き方など理解があまりないのでは？
- ・差別があるというよりか全体的に配慮がたりないと思うから。
- ・そもそも「人権とは何か」について町民が理解していないように感じるから。人権＝差別という意識が強い。
- ・子供が小学校に通っているが、最近学校の対応に「人権って何だろう」と思うことがあったから
- ・高齢者・障害のある方等、他にも環境等整備が出来ていない。
- ・公共の建物に階段しかない。
- ・会話の中で時として話が出て来る
- ・障がいのある人が働く場所が少ない。
- ・高齢者が多い地域でありながら、高齢者に不便や不安を与える状況があり、行政が積極的に高齢者福祉に特に力を入れていないように感じる為
- ・温泉天国と言いながら、高齢者のみフレッシュの年間パスポートがなぜ廃止されなければならないのか、しかも何の利用者意見も聞かずにこれでは高齢者にとって温泉地獄だと思う
- ・障害の有る人に対してあまりかわからない様に思える。
- ・日常的な会話の中にも、それを感じる事が多い。強く意識すること自体まだまだ差別心が秘んでいるものでこれを取り除かない限り差別はなくなる。

- ・人権問題イコール同和問題、研修のイベントが多過ぎる。それは良いと思いますが、学生、児童間のいじめ、差別、外国人労働者の方々との問題、その他「人権」は各場面で深い問題をかかえています。部落差別以外の根の深い問題をもっと課題研修の拡大をお願いします。
- ・他人のカゲ口とか
- ・他県から嫁に来て子供を生んだけど仲間外れにされた。子供の為に一生懸命コミュニケーションを取ろうと頑張っても無視された。
- ・住む地区によっては、田舎ならではの噂話などで住みにくさを感じたり、個人情報が役場の職員から流される事も多々あります。

【4】 あなたは、最近（近年）、他人の人権を侵害したり、差別したことがありますか。

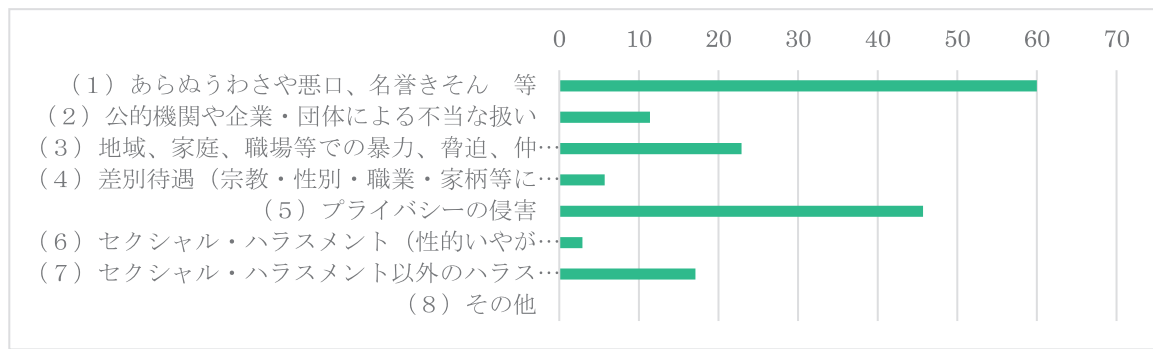


【5】－1 あなたは、最近（近年）、自分や家族の人権を侵害されたり、差別されたと思ったことがありますか。



【5】－2 前の質問【5】－1で、「1 ある」と答えた人は、どのような差別や人権侵害でしたか。（複数可）

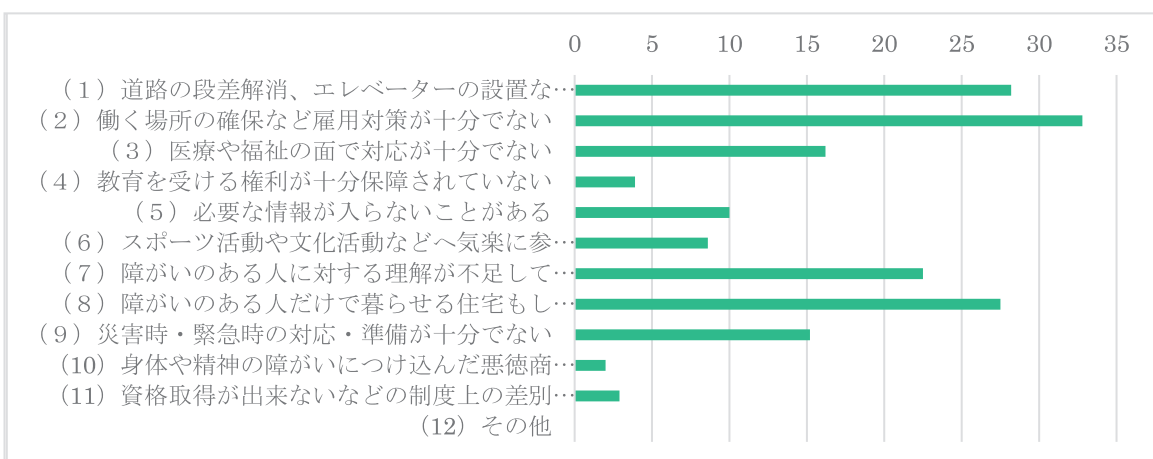
項 目	結果 (%)
(1) あらぬうわさや悪口、名誉きそん 等	60.0
(2) 公的機関や企業・団体による不当な扱い	11.4
(3) 地域、家庭、職場等での暴力、脅迫、仲間はずれ、よそ者扱い	22.9
(4) 差別待遇（宗教・性別・職業・家柄等により不平等または不利益な扱いをされた）	5.7
(5) プライバシーの侵害	45.7
(6) セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）	2.9
(7) セクシャル・ハラスメント以外のハラスメント（パワハラ、マタハラ等）	17.1
(8) その他	0



「(1) あらぬうわさや悪口、名誉きそん等」が60.0%で1位、「(5) プライバシーの侵害」が45.7%で2位になっている。この二つが突出している。日常生活の中のできごとが「人権侵害や差別」につながっているのかもしれない。

【6】- 1 現在、新温泉町において、障がいのある人に対する人権侵害について、特に問題があると思われるものは何ですか。（複数可）

項 目	結果 (%)
(1) 道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がいのある人が暮らしやすい町づくりや住宅づくりが進んでいない（環境整備）	28.2
(2) 働く場所の確保など雇用対策が十分でない	32.8
(3) 医療や福祉の面で対応が十分でない	16.2
(4) 教育を受ける権利が十分保障されていない	3.9
(5) 必要な情報が入らないことがある	10.0
(6) スポーツ活動や文化活動などへ気楽に参加できない	8.6
(7) 障がいのある人に対する理解が不足している。差別意識がある	22.5
(8) 障がいのある人だけで暮らせる住宅もしくは入所できる施設（ケアホーム・グループホームなど）が整っていない	27.5
(9) 災害時・緊急時の対応・準備が十分でない	15.2
(10) 身体や精神の障がいにつけ込んだ悪徳商法や詐欺などによる被害がある	2.0
(11) 資格取得が出来ないなどの制度上の差別がある	2.9
(12) その他	0



上位には「(2) 働く場所の確保など雇用対策が十分でない」が32.8%、「(1) 道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がいのある人が暮らしやすい町づくりや住宅づくりが進んでいない（環境整備）」が28.2%、「(8) 障がいのある人だけで暮らせる住宅もしくは入所できる施設（ケアホーム・グループホームなど）が整っていない」が27.5%、「(7) 障がいのある人に対する理解が不足している。差別意識がある」が22.5%となっている。多くの項目で高い数字が挙がっている。「障がいのある人に対する人権侵害」が多くの人の関心事であることがうかがえる。

【6】- 2 前の質問で「○」をつけられた人におたずねします。それは、どのような場所・場面で問題があると感じられましたか。具体的に記入してください。

- ・障がい者施設に対する、一部の反対意見が全体の意見のようになってしまっている。
- ・議会の答弁を見ていて、同じことをばかりやっていて、なかなか進んでいないと感じているため、施設が整っていない。
- ・障がい者の働いている場面をみたことがないため
- ・自分自身が理解不足である
- ・歩道の設置が不十分
- ・良くわからないが、障がい者のスポーツ大会が少ないように感じられる。
- ・公共施設のバリアフリー化、ハートフル駐車スペース、多目的トイレが完備されていない。
- ・道路がせまい。駅にエレベーターがない
- ・駅、役場、道路、病院、商店、車いすでの通行ができない、危険、
- ・点字ブロックに乗り上げて止めている車、横断歩道など道路表示がうすくなっている所が多く見られるなど障がい者の人たちが戸外に出ていく時の安全面への配慮をもう少し考えてほしい。道路では、あらゆる所に段差があり！！
- ・災害時の障がい者、老人に対する手助け、誘導等
- ・香美町にくらべ障がい者の暮らせるホームがぜんぜん少ない。
- ・障がいには様々なものがあり、常に知識をつけていかなければならないが、なかなか日常に追われてそこまでできない。それが人権侵害につながる。
- ・障がいについての理解が十分でないので、たくさんの人の前で普通にいられない。会議などに出席できない。
- ・駅の階段
- ・駅
- ・災害時、緊急時における障がいのある方への対応については、地区内で役割分担等の相談はできているのだが、避難訓練の際、当人の参加がないため、実際のところどう動けばよいのか十分共通理解ができていない状態が続いている。
- ・障がいのある人の程度にもよるが、親が高齢になるとともにその子も年を重ねる。その時一人でも何か生活できる場所、例えば施設の中で助け合いながら自分のことが出きる人間を育てていく場所が必要
- ・企業の障がい者雇用が、すすんでいると思わない
- ・町広報等で、障がい者の雇用対策に対する具体的な方法や議会等の質疑を聞かない。(私だけかも)
- ・訓練等では十分ですが、何か形式的になっているような気がします。
- ・横断歩道で渡ろうと待っていても、車がスピードを落さず通過するので障がいのない人でも危険！交通モラルが低いと思う。
- ・建築年数が経過している学校やこども園など、スロープはあるが車いすでの移動教室になると不便があると思う。
- ・多目的集会施設の2階に上がる時、スロープ又エレベーターが必要である。
- ・多目的集会施設にエレベーターがないこと→多目的ホールに車イスで行くには困難である。
- ・災害時、緊急時の時に近所に誰が何人住んでいるのかよくわからず暮らしている。災害がおきた時は、声掛けはしようと考えてはいます。
- ・道がせまい。段差が多い。
- ・歩道を個人で移動する事が大変である。
- ・湯村温泉に来られた観光客を目にして、杖をついた人、車イスの人などが、荒湯付近まで下りたり、反対に上がったり（もちろん介添者の助けを借りながら）の様子、北駐車場から荒湯までの春木川沿いの歩道も同様なこと。（地元で暮らす自分もいずれは同じようなことに・・・）うば車を押している若い母親を見ても暮らし善い街とは言えないだろうなぁーと感じてしまう。
- ・道路の段差の解消
- ・子どもに障がいがある場合、医療機関まで遠いこと、また、障がいがある場合の子どもの受入ができる学校がない。
- ・たとえば、飲食店入店の際スロープが付いているとか車いすで移動する道に放置自転車を無くす、多目的トイレを増やす。
- ・多目的ホール、サンシーホール、文化会館
- ・道路の段差、アスファルトの剥離による穴開き（温泉地域）があり、歩行に不自由を感じる。

- ・入所施設が少なく選択できない。
- ・ロボット活用による外出機会増加が予想される中で、道路等、段差が多く残っており、危険解消の必要性を感じている。
- ・浜坂ユートピアは高齢者対象にできた施設なのに体の不自由な人が2階に上がりにくい（リフトが故障していて、ずっと直さない）休憩の為の大広間にあったソファが取りのぞかれているし、椅子の設置もなかったです。その後、改善されてたありがたいですが。
- ・駅のホーム（下りのホームへは、階段を通る）。公共施設でもまだまだエレベーターの未設置箇所がたくさんある。公共施設のトイレは、大丈夫ですか。
- ・店先の道路・整備したであろう道路
- ・歩道の段差
- ・町内で車いすが安心して道路を通行できるように思わない。
- ・障がいがある子は、村岡や新温泉町以外の学校にかよっている。そういう学校が町内にない。
- ・公共施設などはまだ昔のままのところがある。
- ・駅やバス停、学校
- ・学校、駅など
- ・医療関係の建物に車椅子介助で付いていた人が「段差があり1人では、持ち上げられず、困った」と言っていたのを聞いた事があります。新温泉町に障がいのある人が何人くらいおられるのかわかりませんが、あまりお見かけしないのは、出かける環境に不安もあるのかな？と思いました。
- ・観光地であるのにも関わらず特に荒湯周辺は、足の不自由な方、車いすの方等の移動が難しい。やむなく行かない選択をせざるを得ない。
- ・障がいのある子供さんをみている親は、「自分が死んで居なくなったら、この子はどうなるのだろう」と心配されています。
- ・地域性もあるが、平坦な地に住居がある人ばかりでなく、外出しやすくする環境が整っているかどうか疑問に感じる。
- ・新温泉町において障がい者施設が整備されてきたのは最近。グループホームなど学校についても全くない。この町は、10年以上遅れている。
- ・子供が通っている小学校はエレベーターが設置してあり、環境は整っている方だと思うが、障がいに対する理解が自分も子供もあいまいだと思う。
- ・避難指示が出ても行く場所もない。医療、福祉の施設でも手のかかる障がい者は、責任が持てないと利用を断られる。障がい者は教育より、生活ができる手段を優先されるように感じる時がある。
- ・バスの乗降、スーパー入り口、ホール等
- ・多目的、サンシーホール、文化会館にエレベーターがない。
- ・バスの段差が高く、乗り降りしにくい。（足が不自由な人にとって）
- ・駅にエレベーターがない
- ・歩道のせまさ、自転車、歩行者あるいは、車いすの方を考えると安全は低い
- ・歩道がない。障がい者対応の設備が少ない。
- ・重度障がい者（車イス）の主人が8年前に亡くなりましたが、車いすでの移動が大変でした。今は福祉タクシーとか軽自動車の特殊車がありますが以前は大型の車しかなく、大変でした。多目的ホールの二階もずい分、体の不自由な方には、集まるのが大変と思います。
- ・障がいのある方が作業所などで働くケースはよく見かけるが、一般企業、公的な場で働く機会が少ないと思う。
- ・道路の段差など多いと思う
- ・町内の主要道路以外の道路で側溝のフタがポコポコしていることや、積雪時に水が出るようになっていないので緊急時の不安がある（除雪も高齢者が多いので困難）。
- ・障がいがあっても自立して暮らせるしくみ、能力が生かせる
- ・一般の会社で、障がいのある人を雇用している場面を見たことがないので、受け入れをできる会社が少ないのではないかと想像する
- ・歩道が終わり道になった所の段差。
- ・家庭（住宅）内の設備に助成。
- ・身体的に表れていない障がい（発達障がい等）に対して、あの家の子仕事せずにぶらぶらしているとか、理解が薄い。
- ・災害時に障がいを持つ方への連絡、移動方法等が各区内で決められていないと思います
- ・豊岡の図書館で車イスの職員さんが働かれています。本町では見たことがありません。高齢者の方のグループホームはありますが、障害のある方の施設（グループホーム）は、見たことがあ

りません。

- ・障がいのある人を町内で見かけることがあまりない。当たり前に出かけたり、収入を得たりできる空気や機会、まわりの意識が低いのではないか。
- ・障がいを持った子を持つ親は、親が亡くなった後等大変不安を思います。そういう場合の入所できる施設などほしいと思います。そこで就労しながらくらすえたらと思います。
- ・公共施設で2階以上の建物は、エレベーターがあってもよいのではないかとと思う。
- ・多目的にエレベーターの設置なし。浜坂駅にエレベーターの設置なし。文化会館、サンシーホールにエレベーターの設置なし。
- ・公的施設以外での雇用が充分ではないと感じる。
- ・車いすでの移動の場合、補助なしで外出できる状況でない（家族に車いすの者あり）
- ・障がい者の為の新温泉町舎に（2階以上に参加する為の）エレベーター、エスカレーターが設置されていない。車いすでも行政施設に入館（届出、相談）できる建物になっていない。温泉地区よりもっと人口の多い浜坂地区の行政施設の充実を考えて下さい。
- ・災害時、緊急時に障がいのある人をどの様にサポートしていくかを事前に確認しておく必要があると思います。障がいのある人の存在を知り（どこに住んでおられるかどうかなど）理解して災害時、緊急時に備えなければならないと思います。（知らなかった。という事がない様に）
- ・退職し家族と共に帰郷しましたが子供の働く職（会社等）を探し求め豊岡・鳥取の職安に参りましたが、結局見付けられず都市部に探す事となりました。思うことは何とか企業誘致を行政がして頂きたいものです・・・・・・
- ・歩道の段差及び網目状の側溝のふた等、歩行、車いす使用時に問題発生の可能性大
- ・障がいのある人が働いている場所をほぼ見ない。
- ・多目的集会施設の二階には上りにくいと思う
- ・横断歩道用信号機、目の不自由な方への音響設備があればと思います。
- ・町内にエレベーターがある場所が何個ありますか？今の歩道のあるいて車いすがスムーズに行けますか？
- ・学校、新温泉町は、坂道が多く段差が多い。道路もわずかな段差があり、つまづきやすい。荒湯に降りる道にもスロープが欲しい。ベビーカーや車いすの人でも楽に行ききが出来る様になったらうれしい。
- ・スロープ、エレベーターの設置が不足していると思う。積極的な環境整備により、移動しやすい町づくりを推進してください。
- ・グループホームなどの設置（町内）に反対運動

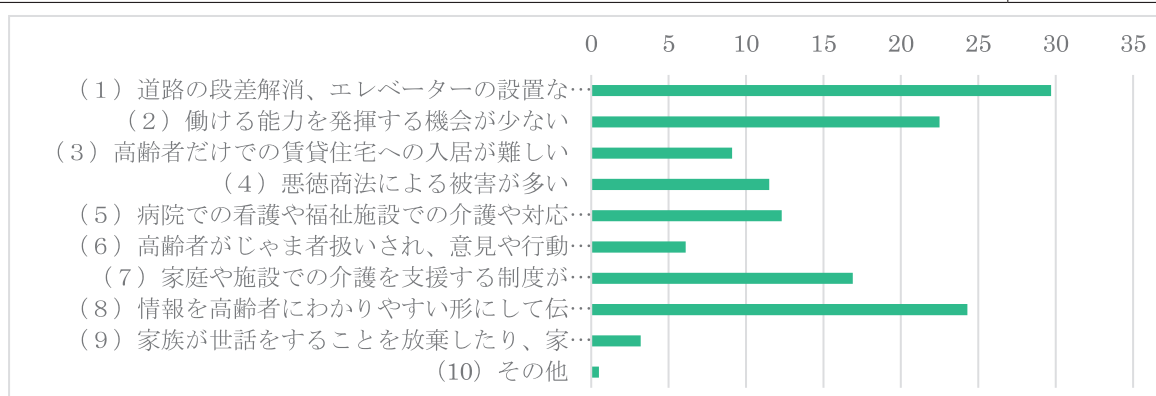
障がいのある人の人権

障がいのある人が車いすでの乗車を拒否されたり、アパートの住居を断られたりする事案が発生しています。障がいのある人に対する十分な理解と配慮が必要です。

障がいのある人を含むすべての人々にとって、住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障がいのある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会の全ての人々が障がいのある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められています。

【7】 現在、新温泉町において、高齢者に対する人権侵害について、特に問題があると思われるものは何ですか。(複数可)

項 目	結果 (%)
(1) 道路の段差解消、エレベーターの設置など、高齢者が暮らしやすい町づくりや住宅づくりが進んでいない(環境整備)	29.7
(2) 働ける能力を発揮する機会が少ない	22.5
(3) 高齢者だけの賃貸住宅への入居が難しい	9.1
(4) 悪徳商法による被害が多い	11.5
(5) 病院での看護や福祉施設での介護や対応が十分でない	12.3
(6) 高齢者がじゃま者扱いされ、意見や行動が尊重されない	6.1
(7) 家庭や施設での介護を支援する制度が整っていない	16.9
(8) 情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が足りない	24.3
(9) 家族が世話をすることを放棄したり、家族から虐待を受ける	3.2
(10) その他	0.5



(10) その他の意見

- ・訪問介護、施設介護を気楽に利用できるようにしてほしい。利用料金がなくて、生活で厳しい人でも利用できるようにしてほしい。
- ・国の問題だろうけど高齢者や障がい者への金銭的援助が少ないと思う(年金含む)
- ・施設がバリアフリーになっていない所が多い

「(1) 段差解消、エレベーターの設置など、高齢者が暮らしやすい町づくりや住宅づくりが進んでいない(環境整備)」が29.7%、「(8) 情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が足りない」が24.3%、「(2) 働ける能力を発揮する機会が少ない」が22.5%で上位に挙がっている。次に「(7) 家庭や施設での介護を支援する制度が整っていない」が16.9%で続いている。

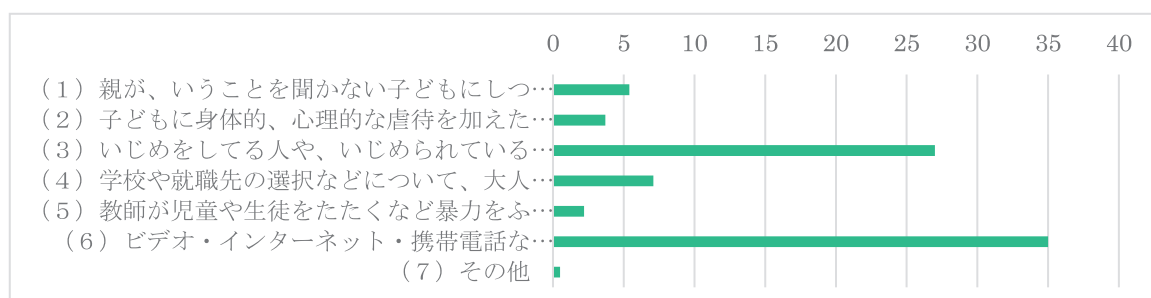
高齢者の人権

介護の際に虐待を受けた、無断で財産を処分されたなどの事案が発生しています。豊かな知識と経験をもとにこれからも社会に貢献したい、地域の人たちと交流し、趣味を楽しみたい……。高齢者が生きいきと暮らせる社会の実現を目指して、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にする心を育てる必要があります。

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子高齢化等を背景として、人口の4人に1人が65歳以上の者となっています。このような中、介護者等による身体的・心理的虐待といった高齢者の人権問題が大きな社会問題となっています。

【8】 現在、新温泉町において、子どもに対する人権侵害について、特に問題があると思われるものは何ですか。(複数可)

項 目	結果 (%)
(1) 親が、いうことを聞かない子どもにしつけのつもりで体罰を与える	5.4
(2) 子どもに身体的、心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄する	3.7
(3) いじめをしてる人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする	27.0
(4) 学校や就職先の選択などについて、大人が子どもの意見を無視する	7.1
(5) 教師が児童や生徒をたたくなど暴力をふるう	2.2
(6) ビデオ・インターネット・携帯電話など、子どもを取り巻く性、暴力、出会い系サイト、犯罪、自殺などに関する情報がはんらんしている	35.0
(7) その他	0.5



「(6) ビデオ・インターネット・携帯電話など、子どもを取り巻く性、暴力、出会い系サイト、犯罪、自殺などに関する情報がはんらんしている」が35.0%、「(3) いじめをしてる人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」が27.0%で突出している。「見て見ぬふり」をしている場所は学校？地域内？職場？「見て見ぬふり」は「認めている」ことと同じではないだろうか。

子どもの人権

いじめや体罰など、子どもが被害者となる事案が後を絶ちません。子供は一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。

文部科学省が実施した令和2年度の調査によれば、小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は6万6,201件、いじめの認知件数は51万7,163件であり、依然として憂慮すべき状況にあります。また、令和3年に警察がいじめに起因する事件で検挙・補導した人数は198人となっています。

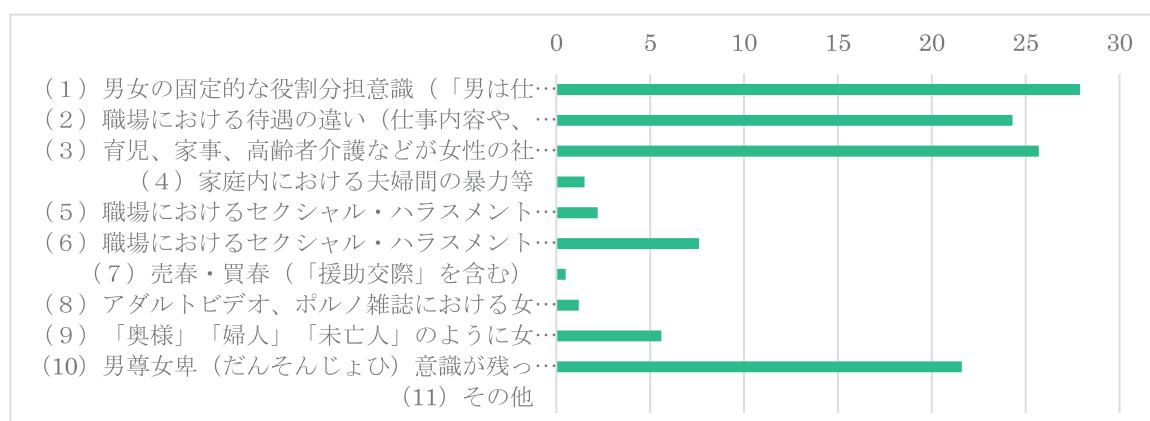
最近の子供のいじめは、SNS上などで行われ、周りから一層見えにくくなっていることに加え、ささいなきっかけから深刻ないじめへとエスカレートすることが少なくありません。

いじめをする子供やいじめを見て見ぬふりをする子供が生じる原因や背景は様々ですが、その根底には、他人に対する思いやりやいたわりの希薄さがあると考えられます。

お互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権尊重意識を養っていくことが重要です。

【9】 現在、新温泉町において、女性に対する人権侵害について、特に問題があると思われるものは何ですか。（複数可）

項 目	結果（％）
(1) 男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）	27.9
(2) 職場における待遇の違い（仕事内容や、昇給・昇進の男女差など）	24.3
(3) 育児、家事、高齢者介護などが女性の社会進出を困難にしている	25.7
(4) 家庭内における夫婦間の暴力等	1.5
(5) 職場におけるセクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）	2.2
(6) 職場におけるセクシャル・ハラスメント以外の差別（パワハラ、マタハラなど）	7.6
(7) 売春・買春（「援助交際」を含む）	0.5
(8) アダルトビデオ、ポルノ雑誌における女性のヌード写真や映像の商品化等	1.2
(9) 「奥様」「婦人」「未亡人」のように女性だけに用いられる言葉	5.6
(10) 男尊女卑（だんそんじょひ）意識が残っている	21.6
(11) その他	0



「(1) 男女の固定的な役割分担意識」「(3) 育児、家事、高齢者介護などが女性の社会進出を困難にしている」「(2) 職場における待遇の違い」「(10) 男尊女卑（だんそんじょひ）意識が残っている」が突出している。「女性に対する人権問題」は、実は、男性側の問題でもあるのだが・・・。

女性の人権

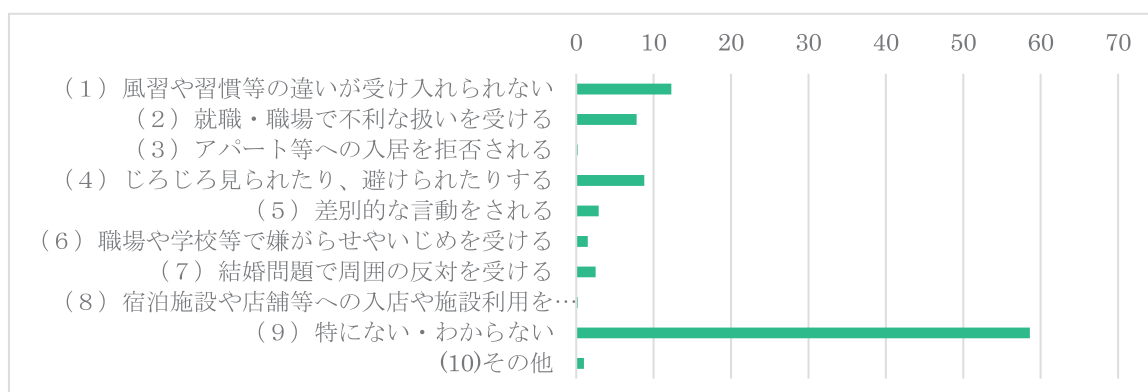
女性の社会参加や活躍の機会が奪われることはあってはなりません。また、女性は、性犯罪・性暴力・DV、ハラスメントなどの対象となりやすく、こうした被害から守ることが必要です。

男女平等の理念は、「日本国憲法」に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」等によって、男女平等の原則が確立されています。しかし、いまなお、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場において様々な男女差別を生む一因となっています。

また、性犯罪・性暴力、配偶者からの暴力（DV）、職場におけるセクハラや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も、近年多く発生しています。

【10】 現在、新温泉町において、在日外国人に対して、どのような差別や偏見があると思いますか。（複数可）

項 目	結果（％）
(1) 風習や習慣等の違いが受け入れられない	12.3
(2) 就職・職場で不利な扱いを受ける	7.8
(3) アパート等への入居を拒否される	0.2
(4) じろじろ見られたり、避けられたりする	8.8
(5) 差別的な言動をされる	2.9
(6) 職場や学校等で嫌がらせやいじめを受ける	1.5
(7) 結婚問題で周囲の反対を受ける	2.5
(8) 宿泊施設や店舗等への入店や施設利用を拒否される	0.2
(9) 特にない・わからない	58.6
(10) その他	1.0



「(9) 特にない・わからない」が約6割を占めている。一方、「(1) 風習や習慣等の違いが受け入れられない」が12.3%、「(4) じろじろ見られたり、避けられたりする」が8.8%、「(2) 就職・職場で不利な扱いを受ける」が7.8%ある。

外国人の人権

文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重し、偏見や差別をなくしていく必要があります。

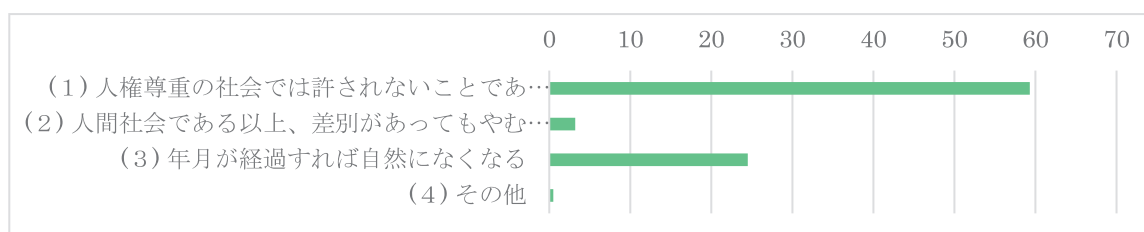
我が国に在留する外国人は、令和3年末現在で、約276万人であり、近年は減少傾向にあります。そのような中であっても、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐる様々な人権問題が発生しています。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めたことから、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されましたが、ヘイトスピーチは今なお解消されていません。

こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねません。

【11】 あなたは、同和問題（部落差別）についてどう思いますか。

項 目	結果 (%)
(1) 人権尊重の社会では許されないことであり、早急に解消しなければならない	59.3
(2) 人間社会である以上、差別があってもやむを得ない	3.2
(3) 年月が経過すれば自然になくなる	24.5
(4) その他	0.5



(4) その他の意見

- ・高齢者を中心に「あの地域は部落だから・・・」などと言っているように思う。わざわざ私達の世代やその子どもたちの世代にまで、新温泉町地区の同和問題を伝える意味がないと思う。若い人たちは、部落など関係なく生活している。気にしている人もいない。
- ・同和問題を取り上げる事が問題である
- ・若い年の人たちは、同和問題とかわからないのでは？私達（60代）でもこだわりとかないと思います。
- ・靖国崇拝が続く限りなくなる

約6割の人が「(1) 人権尊重の社会では許されないことであり、早急に解消しなければならない」と回答している一方、4人に1人が「(3) 年月が経過すれば自然になくなる」という意見もある。「自然になくなる」というのは、「何もしなくても自然に解消する」ということか。もしそうなら、すでに部落差別はなくなっているもおかしくないのではないかな。

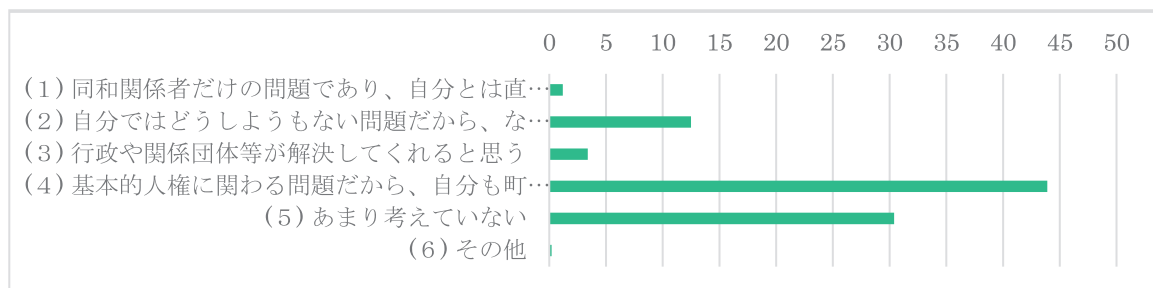
「(3) 人間社会である以上、差別があってもやむを得ない」との回答が3.2%ある。本当に「やむを得ない」と考えてよいものだろうか。

同和問題（部落差別）とは

日本社会の歴史的過程で形つくられた身分差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられ、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど日本固有の人権問題です。（参考：兵庫県・兵庫県人権啓発協会人権啓発テキスト）

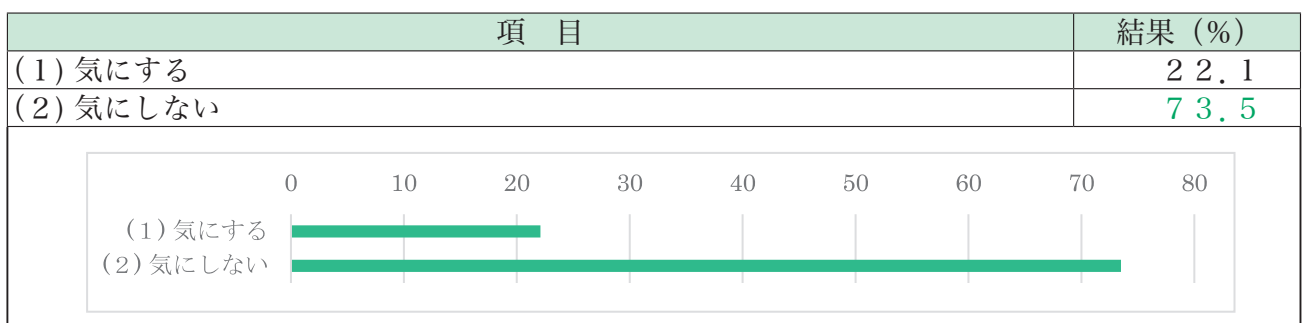
【12】 同和問題を解決するにあたり、あなたの考えはいかがですか。

項 目	結果 (%)
(1) 同和関係者だけの問題であり、自分とは直接関係のない問題だと思う	1.2
(2) 自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせるよりしかたないと思う	12.5
(3) 行政や関係団体等が解決してくれると思う	3.4
(4) 基本的人権に関わる問題だから、自分も町民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う	43.9
(5) あまり考えていない	30.4
(6) その他	0.2



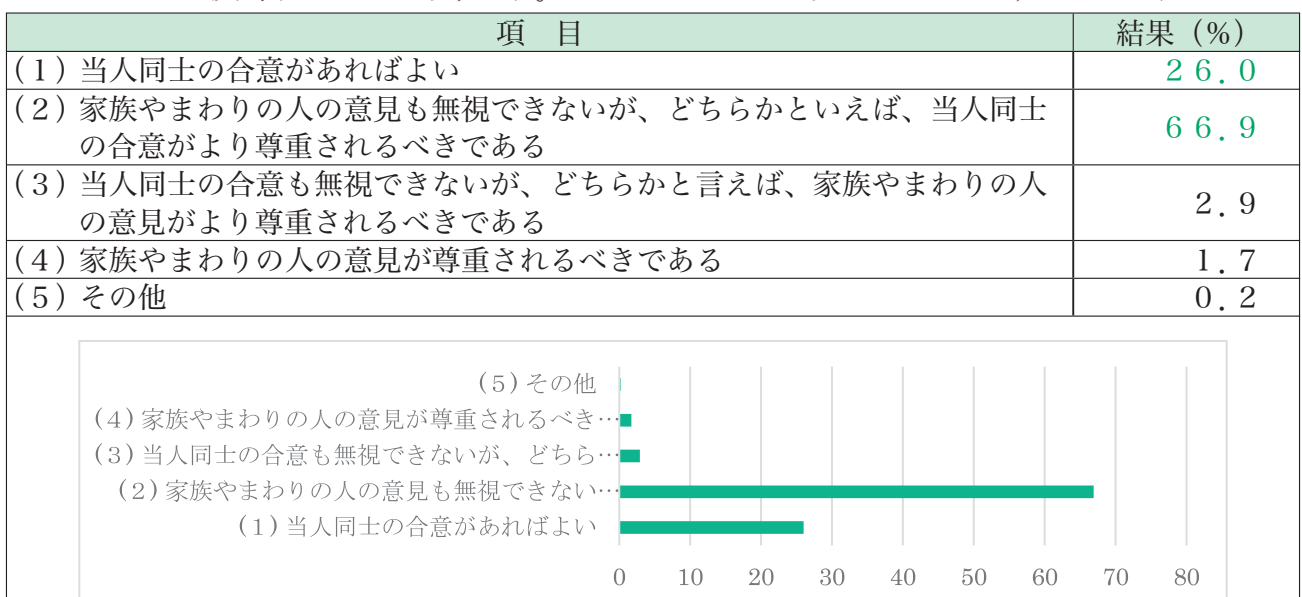
「(4) 自分も町民の一人としてこの問題の解決に努力すべき」が43.9%で過半数に届かない。
「(5) あまり考えていない」が30.4%。町民の約3人に1人が「あまり考えていない」と答えている。「無知が偏見を生み、偏見が差別を生む」という言葉がある。「考えていない人」はいつ自分が加害者になるともわからない。「いじめの傍観者は、いじめ側」という言葉もある。傍観者になってはいけない。「考えること」が問題解決につながっていくのではないだろうか。

【1 3】 あなたは、結婚相手を決めるときに、家柄を気にしますか。



「(1) 気にする」が22.1%。「家柄」って何でしょう。辞書によると「家の格式」とある。格式とは何か。家屋、貯蓄額、財産の大小か。親、祖父母や曾祖父母、祖先の職業のことか。それとも、その家に住む人たちの心の豊かさや貧しさのことを言っているのか。

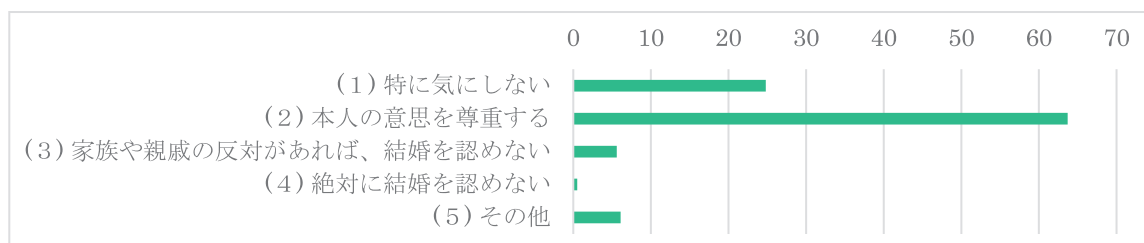
【1 4】 結婚はふたりの合意により成立しますが、現実にはいろいろな理由で、家族や周りの人たちが反対することがあります。このことについてあなたはどのように思いますか



「(1) 当人同士の合意」が26.0%で約4人に1人。「(2) どちらかといえば当人同士の合意が尊重されるべき」が66.9%で約3人に1人。(1)と(2)で92.9%。結婚は周囲の人たちからも祝福されたいと考えることは当然のことでもあるだろう。

【15】 あなたのお子さんや家族または親戚が結婚する場合、結婚相手が同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどのようにしますか。

項 目	結果 (%)
(1) 特に気にしない	24.8
(2) 本人の意思を尊重する	63.7
(3) 家族や親戚の反対があれば、結婚を認めない	5.6
(4) 絶対に結婚を認めない	0.5
(5) その他	6.1

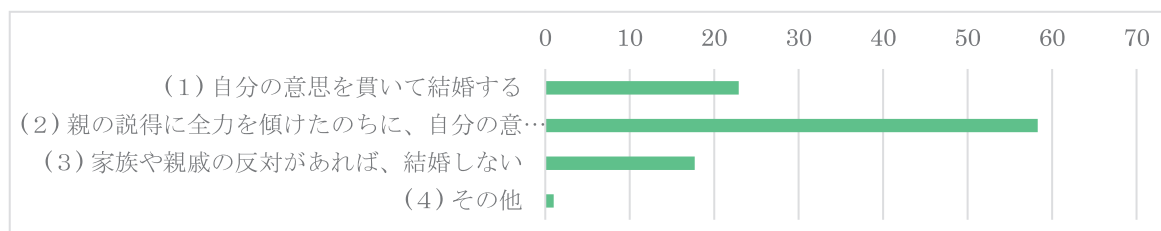


「(1) 特に気にしない」が24.8%で、町民の約4人に1人。「(2) 本人の意思を尊重する」が63.7%で約3人に1人。(2)の設問には、「気にはなるが」という言葉が隠れている。つまり、「(2) (気にはなるが) 本人の意思を尊重する」ということになる。そこで考えてみたいことは、なぜ「気にはなる」のかということであり、気になる根拠は何かということである。「ただ何となく」なのか、「周囲の目」が気になるのか、「同和地区だから」なのか、それはなぜなのか。このあたりのところを探ってみたいところである。「気になる」人に聞いてみたい。「同和地区って何？」。

(未婚の人のみお答えください)

【16】 あなたが同和地区の人と結婚しようとしたとき、家族や親戚から強い反対を受けたら、あなたはどのようにしますか。

項 目	結果 (%)
(1) 自分の意思を貫いて結婚する	22.9
(2) 親の説得に全力を傾けたのちに、自分の意思を貫いて結婚する	58.3
(3) 家族や親戚の反対があれば、結婚しない	17.7
(4) その他	1.0

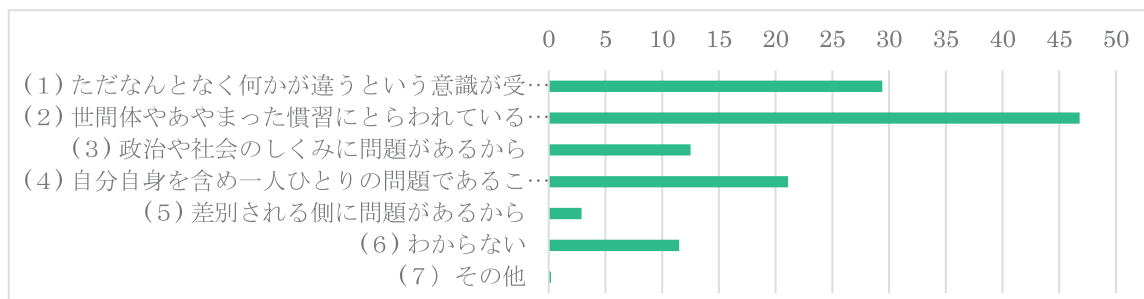


「(1) 自分の意思を貫いて結婚する」が22.9%。「(2) 説得に全力を傾け、自分の意志を貫いて結婚する」が58.3%。81.2%が「結婚する」と答えている。一方、「(3) 家族や親戚の反対があれば結婚しない」と答えている人が17.7%で5人～6人に1人の割合となっている。確かに結婚は、家族や親戚など周囲の人たちの祝福があることにこしたことはないのだが・・・。

今回、回答いただいた未婚の人たちは「同和問題」についてどの程度の知識があり、また、どのように考えているのか知りたいところでもある。

【17】 今なお部落差別がなくならないのは、なぜだと思いますか。(複数可)

項 目	結果 (%)
(1) ただなんとなく何かが違うという意識が受け継がれているから	29.4
(2) 世間体やあやまった慣習にとらわれているから	46.8
(3) 政治や社会のしくみに問題があるから	12.5
(4) 自分自身を含め一人ひとりの問題であることを自覚しないから	21.1
(5) 差別される側に問題があるから	2.9
(6) わからない	11.5
(7) その他	0.2



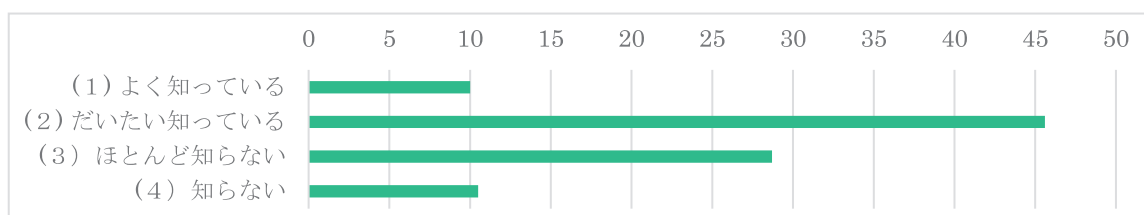
(7) その他の意見

・靖国崇拝が続いているから

「(2) 世間体や誤った慣習にとらわれている」が46.8%、「(1) ただ何となく何かが違うという意識がある」が29.4%、「(4) 自分自身を含め一人ひとりの問題であることを自覚しないから」が21.1%、合計すると97.3%になる。つまり、100人のうち97～98人が「部落差別の不合理さ」を認識していると考えられる。一方、「(5) 差別される側に問題がある」と回答している人が2.9%いる。「問題」が何であるかは不明である。

【18】 あなたは、どのようにして同和地区が生まれたのか理由を知っていますか。

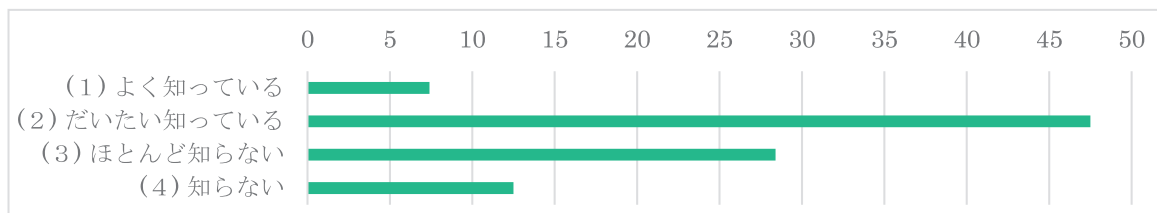
項 目	結果 (%)
(1) よく知っている	10.0
(2) だいたい知っている	45.6
(3) ほとんど知らない	28.7
(4) 知らない	10.5



「(1) よく知っている」「(2) だいたい知っている」を合わせて、55.6%。町民の半数以上が知っているという回答している。この数字は多いのか少ないのか、「知っている」という内容はその程度のものか等、さらに意見を聞いてみたいところである。一方、「知らない」が39.2%である。約5人に2人が知らないという回答している。学習している人は「知っている」、学習していない人は「知らない」ということだろう。「国民的課題」とも言われている「同和問題」である。さらなる啓発を推進していく必要があるだろう。

【19】 あなたは、なぜ、同和地区が差別されてきたのか理由を知っていますか。

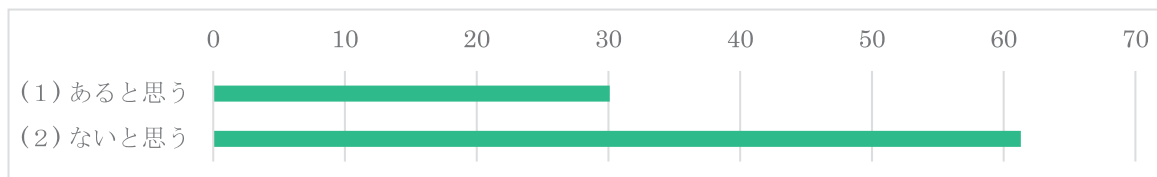
項 目	結果 (%)
(1) よく知っている	7.4
(2) だいたい知っている	47.5
(3) ほとんど知らない	28.4
(4) 知らない	12.5



「(1) よく知っている」「(2) だいたい知っている」を合わせて 54.9%。「知らない」が 40.9%。町民 10 人に 5.5 人が「知っている」、4 人が「知らない」と回答していることになる。設問【18】と同じく、今後、一層の啓発推進が求められる。

【20】－1 現在、新温泉町において、部落差別はあると思いますか。

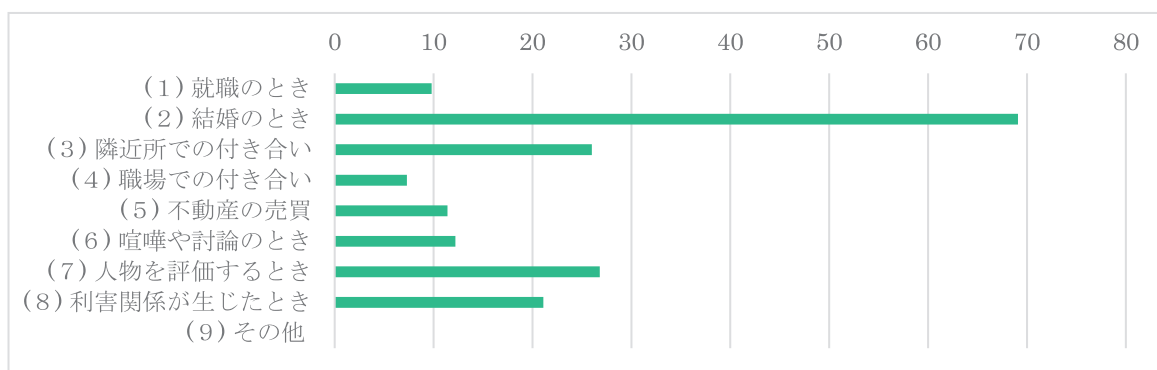
項 目	結果 (%)
(1) あると思う	30.1
(2) ないと思う	61.3



「(1) あると思う」が 30.1%、「(2) ないと思う」が 61.3%。約 3 人に 1 人が「ある」と回答している。この数字は、現実に私たちの身近なところで部落差別が存在していることを示しているのか。あるいは、ただ、「そう思っている」だけなのか。設問【17】で「部落差別の不合理さ」を認識している人が 97.3%あったが、「部落差別の不合理さ」を認識しながらも「差別する」ということなのか。もしくは「部落差別の不合理さ」を認識していない 2.7%の人が「差別する」ということなのか。

【20】－2 前の質問【20】－1で「(1) あると思う」に○をつけられた人、それは、どのような場面で現れると思いますか。(複数可)

項 目	結果 (%)
(1) 就職のとき	9.8
(2) 結婚のとき	69.1
(3) 隣近所での付き合い	26.0
(4) 職場での付き合い	7.3
(5) 不動産の売買	11.4
(6) 喧嘩や討論のとき	12.2
(7) 人物を評価するとき	26.8
(8) 利害関係が生じたとき	21.1
(9) その他	0



「(2) 結婚のとき」が69.1%、「(7) 人物を評価するとき」が26.8%、「(3) 隣近所での付き合い」が26.0%、「(8) 利害関係が生じたとき」が21.1%の回答があるが、いずれの項目もかなり高い数字があがっているといえる。これらの数値は、新温泉町の実態を表しているのか。回答者の単なる想像に過ぎないのか。もしこの数値が新温泉町の実態とすれば大変残念なことである。人間が生まれた場所によって人物評価されること自体決して許されることではないのだが。

部落差別の起こり

(1) 戦国時代以前（鎌倉～室町初期）時代の差別

部落差別の起因は仏教思想にある「穢れ意識」(死穢、血穢、産穢が3大穢れ)で、主に死牛馬の処理に関わっていた人たちを穢れた人として差別してきました。女性差別の起因もここにあり(産穢)。しかし、部落差別を始めたのはかつての社会です。しかもその主な責任は当時の権力者にあります。それに協力して部落の人々の身近で直接に差別したのは、残念ながら民衆でした。

しかし、差別が制度的に強化される戦国期以前では、被差別民と町人・百姓との人的交流や経済交流(雪駄などの販売)、文化交流(猿回し、万歳、キヨメ儀式など)などは盛んでした。

(2) 差別制度の基礎づくりは戦国時代（下克上の時代）

差別の制度化は戦国時代頃から形作られてきました。戦国大名が自分の領地内の支配を円滑にするために自分の領地だけを対象に法律を作り始めたのです。それは下克上のなかで、民衆と対決し彼らを支配するために打ち出した方策でありました。

権力による法体制の整備がまさに、差別する・される義務を作りだしていったといえます。

また、そのことは、戦国大名が被差別民に家屋敷を与えるなどしても武具(革製品)の作り手として彼らを支配することにつながっていきました。

部落民を排除の関係から、法体系へ組み込む必要性があったのです。この頃の法の支配が、やがて、江戸時代になると全面化し、より強固になっていきました。それらの法の内容は中世末までの差別観を成文化したものであり、身分的な差別法となっていたとされています。

(3) 差別制度が本格化したのは江戸時代

(1) なぜ権力が部落を必要としたのでしょうか。

天皇と都を穢れから守るためであり、死穢と罪穢をあわせて処理する「キヨメ」役として部落を利用したと考えられます。やがてこの方式が全国に広がっていったのです。

(2) 1993年(平成5年)総務庁統計では、全国で4442部落 人口90万

最も多い県は兵庫、福岡、大阪、全国的には近畿地区が最も多く、都の所在地(平城京、平安京)でもありました。

最初の部落は平安京（現在の京都）におかれ、奈良へと広がり次第に全国に作られていったと考えられています。

(3) 平安時代以降は穢れ観は次第に薄れていきました。武士が人を殺し、百姓が死牛馬を捨てるような世の中であったからです。

(4) 戦国時代に次第に強化されていきました。皮革職人（清掃）、刑吏（罪穢）としてのキヨメ役として社会に組み込まれていきました。死牛馬の処理、犯罪の取り締まり、処刑役等により、社会から阻害され、差別はますます厳しさを増していったのです。その厳しさは江戸時代に引き継がれていきました。

(5) 江戸時代の差別

キリシタン摘発を目的にして宗門人別改帳が作成されました。

領主が村ごと、町ごとに住民すべてを人別に調査し、各人の宗派と檀那寺を書き付けた戸籍のような帳簿を作りました。そこには名前、年齢、親族関係、身分（百姓、かわた、ひじり、非人等）が記載されていました。それは、結婚や居住地の移動に関わらず、全国どこへ行っても記載から逃げられなくなりました。社会外であったものが社会の内に組み込まれたため、社会内でも社会外の存在であることが見ればわかるように衣服や所持品に法的な規制を加えていきました。

(6) 江戸時代に世襲制の身分制度が確立。「武士」「百姓」「町人」「えた・ひにん」という固定化された身分制度が確立していきましたが、江戸中期には差別は緩み始めました。それは民衆の中から差別を弱め無効にする動きが出始めたからである。そこで、幕府はさらに差別を強化していきました。そして、差別することが「義務」となり、差別する義務に違反した場合の罰則規定を作っていました。一方で、差別する側と差別される側の交流も盛んに行われていることも事実でした。

[4] 明治時代以後の部落差別

明治時代に強められた教育・経済・環境等の「格差による差別」がありました。

1871年（明治4年）に賤民廃止令（解放令）が出されましたが、決して、部落差別の解消が目的ではありませんでした。あくまで、「国家の中の小国家」的な「社会外としての部落」を解消し、全国的統一国家をつくることを目的としたものでありました。廃藩置県、全国統一戸籍法の編成、西洋的な軍靴の製造を国としてつくること、死牛馬の処理件を部落から奪うこと、財政確保のための土地税などの目的達成のため身分制度を解消したのでした。

（居住制限の撤廃・地券交付・無税地の廃止・職業選択の自由）

[5] 部落差別とは（まとめ）

(1) 部落差別の起こりは、中世からの「けがれ意識」に基づいた「民衆による差別」であり、「けがれ」の起源は延喜式にまでさかのぼります。

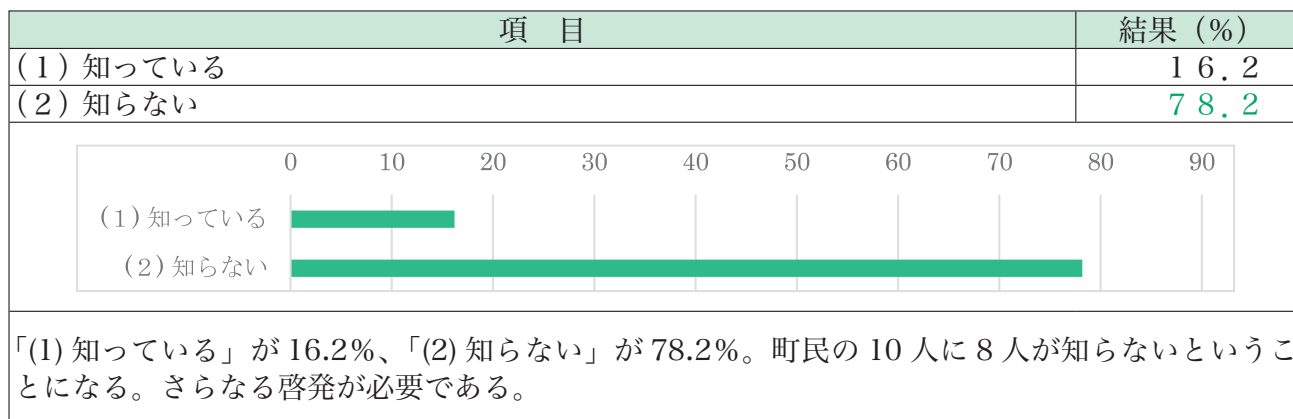
(2) 河原などに住んでいた貧民が部落民（河原者）とされ、死牛馬の処理、清掃、犯罪人の逮捕、処刑、キヨメ役、芸能などを生業とし、特別な力を持つものとして畏怖されていましたが、一方で「穢れているもの」として差別されていました。

(3) 江戸幕府は「民衆による差別意識」を利用して「世襲制の身分制度」を確立しました。そこには「排除」による差別がありましたが、百姓・町人との経済等の格差はありませんでした。

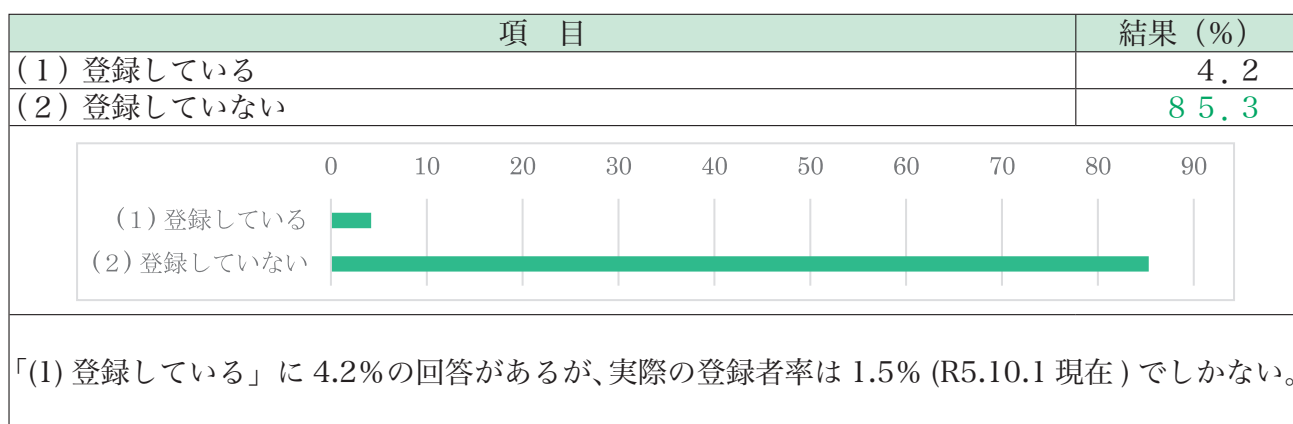
(4) 明治時代に入り、「排除による差別」に加えて、「格差の差別」が行われました。

参考：これでわかった！部落の歴史・これで納得！部落の歴史（上杉聡著）

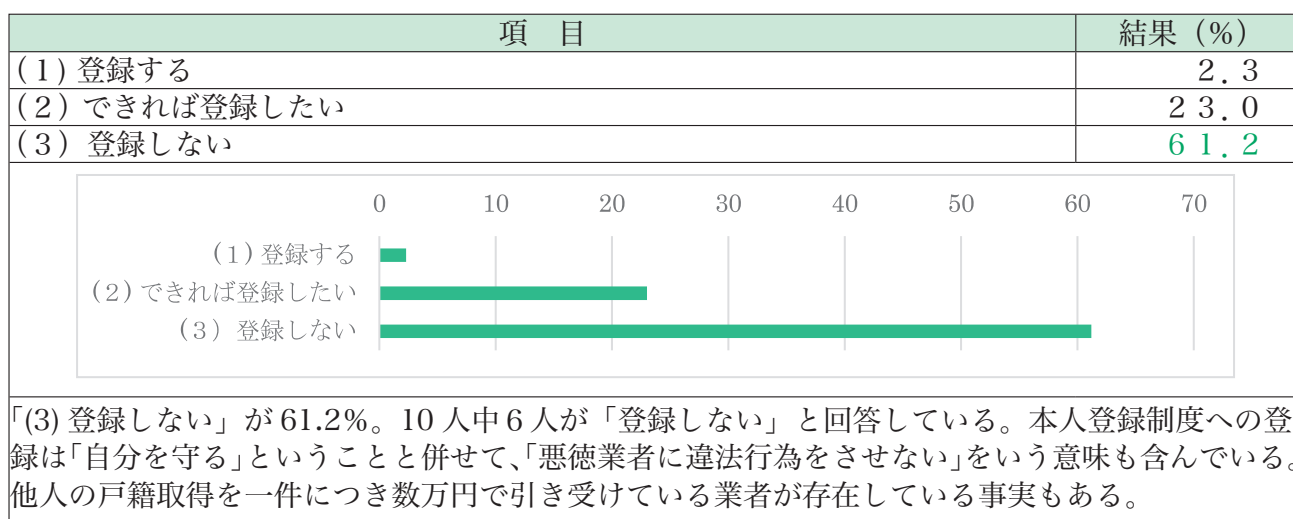
【21】－1 あなたは、本人通知制度を知っていますか。



【21】－2 あなたは、本人通知制度に登録していますか。



【21】－3 前の質問【21】－2で「2. 登録していない」に○を付けられた人、あなたは、今後、本人通知制度に登録しますか。



探偵業者の依頼を受け、他人の戸籍謄本や住民票を不正に取得したとして、兵庫県警生活経済課と姫路署は戸籍法違反などの疑いで行政書士の〇〇容疑者を逮捕した。同課によると、〇〇容疑者は2016年ごろから浮気や身辺調査などを行っている探偵業者に対し、1通2万～4万の手数料で不正に取得した戸籍謄本などを提供していたといい、約5年間で約3500通を請求、計約7千万円の報酬を得ていた疑いがある。(2021年8月25日：神戸新聞)

本人通知制度とは

原則、本人とその配偶者または直系親族等しか請求できない戸籍謄本、戸籍抄本等をそれ以外の第3者が請求し、自治体が交付した場合、自治体が証明書を交付したという事実を戸籍の本人へ通知してくれる制度です。

戸籍には何が記載されていますか

「氏名、生年月日、戸籍に入った年月日とその理由、実父母の氏名、実父母との続柄、養子の場合は養親の氏名、養親との続柄、夫婦の場合は夫又は妻である旨、他の戸籍から入った場合はその戸籍の表示」などが記載されています。

他人の戸籍は誰でも請求できますか

戸籍は、大変重要な個人情報です。戸籍を請求できるのは、本人、配偶者、直系の親族等に限られています。ところが、例外で「弁護士、弁理士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、社会保険労務士、行政書士、海事代理士」の8業士は法律で他人の戸籍を請求することが認められています。それ以外の人(第3者を含む)が請求する場合は委任状が必要です。

戸籍はどのような手口で不正取得されるのですか

- ・ 実際にあった事例では、悪徳8業士の人間に金銭を渡し、不正取得を依頼するケースが発生しています。
- ・ 偽の委任状を作成して、第3者が他人の戸籍を取得する危険性があります。

戸籍はどのような犯罪に利用される恐れがありますか

悪質な身元調査

戸籍や住民票などを不正に取得され、本籍地や現住所が明らかになることで身元調査に悪用される危険性があります。

ストーカー・DV被害

住所や家族関係を知られ、ストーカー被害やDV被害を受ける危険性があります。

金銭的な被害

銀行口座の開設や各種契約などに悪用され、詐欺行為に加担させられたり、知らないうちに借金を背負わされる等の被害に及ぶ危険性があります。

戸籍の悪用

知らないうちに自分の戸籍が悪用されたり、他人が自分に成りすまして各種届出をしたり、各種証明書を偽造されたりする等の危険性があります。

【22】あなたは、部落差別解消推進法を知っていますか。

項 目	結 果（％）
(1) 言葉も内容も知っている	8.3
(2) 言葉は知っているが内容は知らない	32.6
(3) 言葉も内容も知らない	53.4

「内容は知らない」が86.0%。さらなる啓発が必要である。

部落差別解消推進法とは

部落差別の解消に向けて、国や地方自治体に対し、相談体制の充実や教育・啓発活動、実態調査などの取り組みを求める「部落差別解消推進法」が平成28年12月16日に施行されました。この法律は、現在も部落差別があるとしたうえで、インターネット上に差別的な情報が掲載されていることなどを踏まえ、国には基本的人権を保障する憲法の理念に基づいて差別の解消に向けた施策を講じる責務があると明記しています。

第1条では

「現在もなお部落差別が存在する」とし、「日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものである」とした上で、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ことを目的としています。

第2条では

部落差別の解消に関する施策は「部落差別を解消する必要性に対する国民一人ひとりの理解を深めるよう努める」ことによって行われなければならないとしています。

第3条では

国は「部落差別の解消に関する施策を講ずる」などとし、地方公共団体は「その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」とし、国及び地方公共団体の責務を定めています。

第4条では

国は「部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図る」とし、地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努める」とし、相談体制の充実をうたっています。

第5条では

国は「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う」とし、地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める」とし、教育及び啓発の推進をうたっています。

第6条では

国は「部落差別の実態に係る調査を行う」としています。

【23】あなたは、ヘイトスピーチ解消法を知っていますか。

項 目	結果 (%)
(1) 言葉も内容も知っている	9.8
(2) 言葉は知っているが内容は知らない	47.1
(3) 言葉も内容も知らない	38.7

「内容について知らない」が85.8%。さらなる啓発が必要である。

ヘイトスピーチ解消法とは

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が平成28年6月3日に公布・施行されました。

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取り組みについて、基本理念を定め、及び、国等の責務を明らかにするとともに、基本施策を定め、これを推進しようとするものです。

基本理念は何ですか

国民は、「本邦外出身者に対する差別的言動の解消の必要性に対する理解を深め、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」としています。

国の責務は何ですか

国は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施する」としています。

地方公共団体の責務は何ですか

地方公共団体は「その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」としています。

基本的施策としては何をするのですか

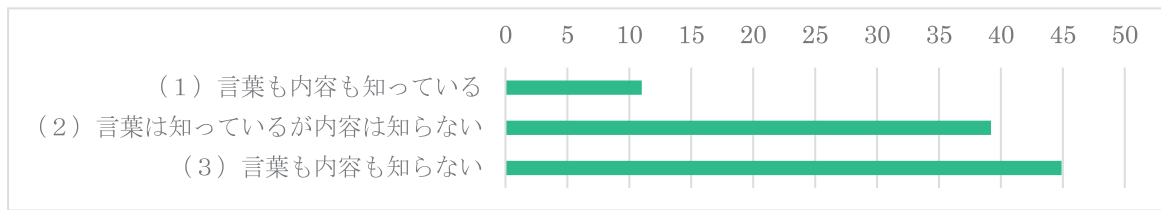
国は「相談体制の整備、教育の充実等及び啓発活動等を実施する」としています。

地方公共団体は「その地域の実情に応じた教育の充実等及び啓発活動等を実施するよう努める」としています。

「ヘイトスピーチ」を直訳すれば「憎悪の言動」らしい。そして、この「ヘイトスピーチ」が「不当な差別的言動」であることが法律で宣言されました。「法的に不当」とは、すなわち「不法」ということです。ならば、国民全てがこの不法行為をしてはいけないし、させてはいけない。このことを全ての人が認識しなければなりません。

【24】あなたは、障がい者差別解消法を知っていますか。

項 目	結果 (%)
(1) 言葉も内容も知っている	11.0
(2) 言葉は知っているが内容は知らない	39.2
(3) 言葉も内容も知らない	44.9



「内容については知らない」が84.1%。設問【21】【22】【23】【24】とも「内容について知らない」と回答している町民が極めて多いことがわかる。

障害者差別解消法とは

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がい者を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月「障害者差別解消法」が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

この法律では「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

この法律は何を目指していますか

障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることを目指しています

国と地方公共団体の責務は何ですか

障がい者を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施しなければなりません

国民の責務は何ですか

障がい者を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければなりません

「不当な差別的取り扱いの禁止」とは何ですか

「国、都道府県、市町村、会社、商店などが、障害のある人に対して、正当な理由なく、障がい者を理由として差別することを禁止する」ことです。

具体的にはどんなことが禁止されますか

正当な理由もなく
 ・受付の対応を拒否する
 ・本人を無視して、介助者や付き添いの人だけに話しかける
 ・学校の受験や入学を拒否する
 ・保護者や介助者が一緒にいないと店に入れない など

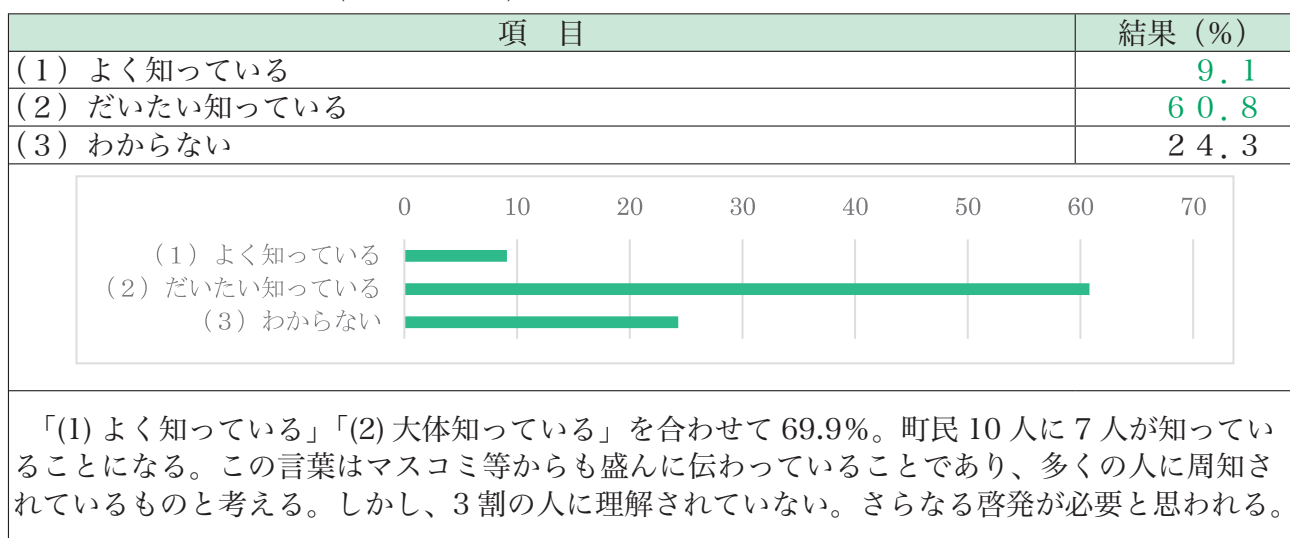
「合理的配慮の提供」とは何ですか

「障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重過ぎない範囲で対応すること」です。

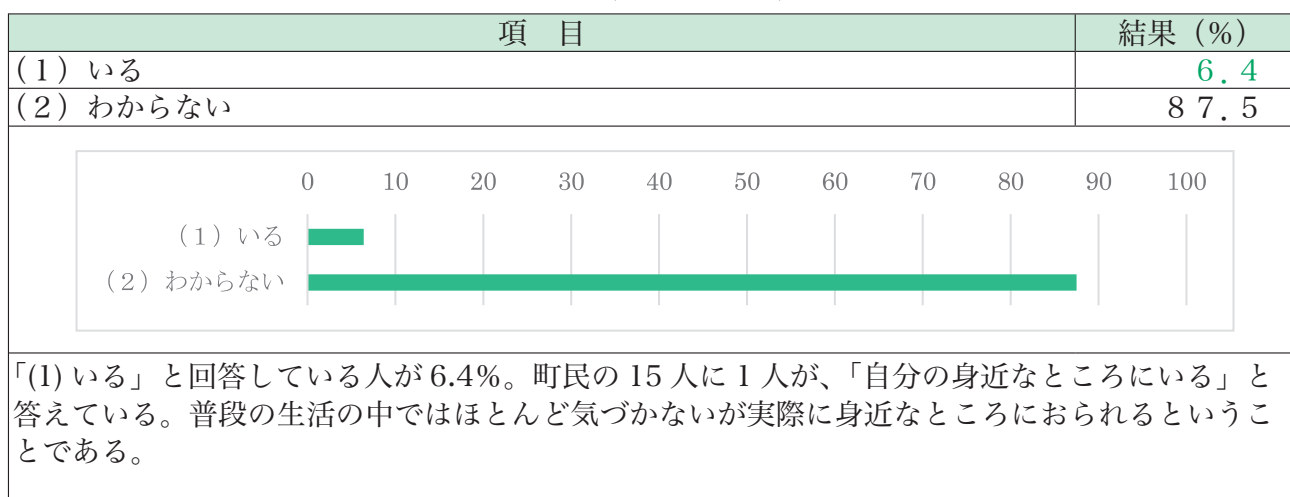
具体的にはどんなことを配慮されますか

- ・声をかけ、手伝いの必要性を確かめてから対応します。
- ・お金を渡すときに、紙幣と貨幣に分けて種類ごとに直接手に渡します。
- ・入学試験において別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可します。
- ・障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に会場の座席位置を入り口付近にします。
- ・意思疎通のために絵や写真などを活用します。
- ・筆談、読み上げ、手話などのコミュニケーション手段を使います。

【25】あなたは、LGBT(性的少数者)のことについて知っていますか。

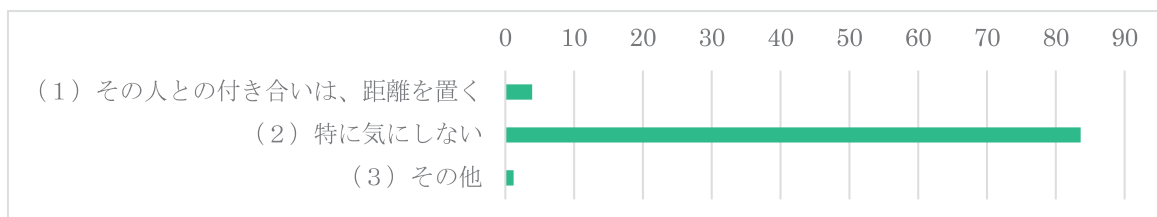


【26】－1 あなたの身近なところにLGBT(性的少数者)の人はおられますか。



【26】－2 あなたの身近なところにLGBT(性的少数者)の人がいた場合、あなたはどのようにしますか。

項 目	結果 (%)
(1) その人との付き合いは、距離を置く	3.9
(2) 特に気にしない	83.6
(3) その他	1.2



「(2) 特に気にしない」という人が83.6%。町民の10人に8人以上が「特に気にしない」と回答している一方で「(1) その人との付き合いは距離を置く」と答えている人が3.9%ある。「距離を置く」理由は何だろう。「距離を置く」と回答している人は、現在、日常生活の中で性的少数者の人を認識し、実際に距離を置いた付き合い方をしているのだろうか。

L G B T (エル・ジー・ビー・ティー) とは

「L G B T」とは、L:レズビアン(女性同性愛者)、G:ゲイ(男性同性愛者)、B:バイセクシャル(両性愛者)、T:トランスジェンダー(心と体の性の不一致)を並べた言葉です。

つまり、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーを含めた言い方で、「性的少数者」とも呼ばれています。

「あなたの周囲にL G B Tの人はいますか?」と聞かれたらたぶん首を傾げると思います。ところが、「あなたのまわりに左利きの人はいますか?」「あなたの近くに血液型のAB型の人はいますか?」って問われれば、「いるいる、たくさんいるよ」と応えるでしょう。左利きの人もAB型の人も全人口に占める割合は、7.6%だそうです。つまり、13人のうち1人が左利きの人で、13人のうち1人がAB型の人ということになります。実はL G B Tの人の割合も、左利きの人や血液AB型の人と同様、全人口の7.6%だともいわれています。そのように考えると、私たちの周りでは、左利きやAB型の人と同じくらいの人数のL G B Tの人たちが生活していることになります。

最近のテレビを見ているとL G B Tだと思われる人をたくさん目にします。多分ご自身でカミングアウト(告白)している人たちでしょう。

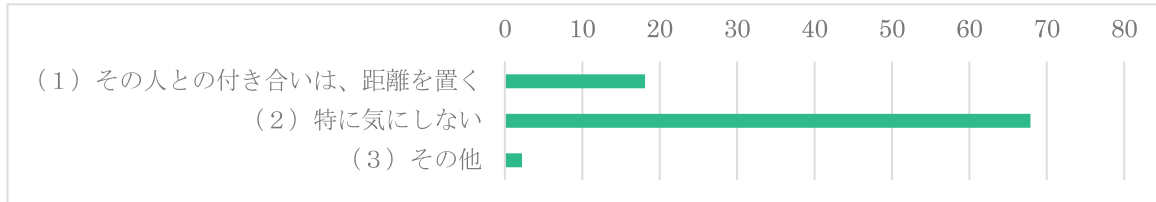
ところが、私たちの周囲に目を向けたとき、日常生活の中で自分の周りにL G B Tの人の存在を感じたことがない人がほとんどではないでしょうか。なぜでしょう?。

本人がカミングアウトしないから? する必要がないから? したくてもできない社会だから? カミングアウトすればたちまち偏見や差別を受けるから? 親や兄弟さえも知らないことであって他人にいけないから? …、様々な理由が予想されます。もし、カミングアウトしたい人ができない社会であり、カミングアウトすればたちまち偏見や差別にさらされるとするなら、人権尊重のまちづくりの一員である私たちは、もっともこの問題を真剣にとらえ、考え、話し合っていかなければならないのではないのでしょうか。

この問題はL G B Tの人たちだけの問題ではありません。生活をともにしている私たちすべての問題として共有し、ともに取り組んでいくことが大切なことだと思います。

【27】 あなたの身近なところにエイズ患者・HIV(エイズ・ウイルス)感染者がいた場合、あなたはどのようにしますか。

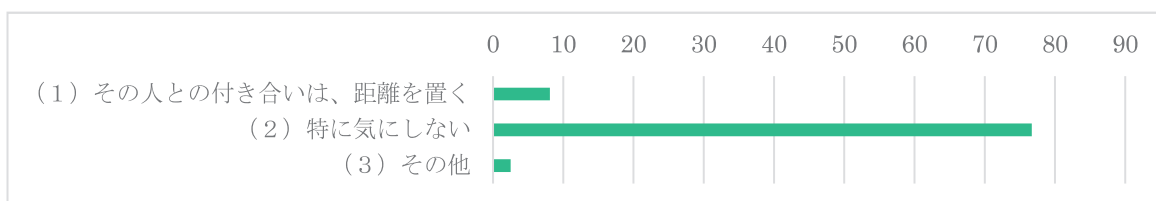
項 目	結果 (%)
(1) その人との付き合いは、距離を置く	18.1
(2) 特に気にしない	67.9
(3) その他	2.2



「(2) 特に気にしない」が67.9%。10人に約7人が「特に気にしない」と回答。「(1) 付き合いは距離を置く」人が18.1%。町民の5～6人に1人が「付き合いには距離を置く」と答えていることになる。エイズ・ウイルスについては日常生活では何ら感染の不安はないということを啓発していく必要がある。

【28】 あなたの身近なところにハンセン病既往症の患者がいた場合、あなたはどのようにしますか。

項 目	結果 (%)
(1) その人との付き合いは、距離を置く	8.1
(2) 特に気にしない	76.7
(3) その他	2.5



「(2) 特に気にしない」が76.7%。10人に約7～8人が「特に気にしない」と回答。「(1) 付き合いは距離を置く」人が8.1%。町民の12人に1人が「付き合いには距離を置く」と答えていることになる。ハンセン病についての知識があつて「付き合いには距離を置く」と回答しているのか。それとも、ハンセン病について認識不足がこのような結果になつているのだろうか。いずれにしても啓発推進が重要であるといえる。

エイズウイルス (HIV) やハンセン病等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にあります。これらの感染症にかかった患者・回復者等が、周囲の人々の誤った知識や偏見等によって、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きています。

エイズウイルス (HIV) は、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。

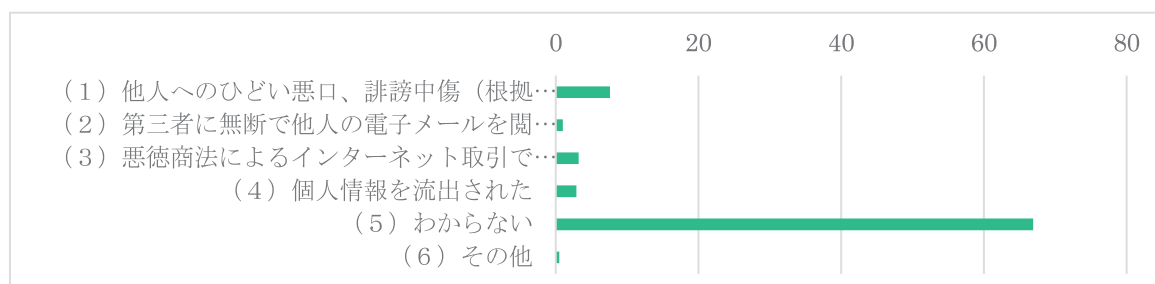
ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症ですが、感染力は弱く、感染したとしても発病することは極めてまれで、しかも、万一発病しても、現在では治療法も確立し、早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。

平成15年11月に起きた熊本県内のホテルのハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否事件によって、依然として誤った認識や偏見が存在していたことが明らかになりました。このような偏見や差別の解消をさらに推し進めるため、平成21年4月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されています。また、平成21年度から、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行日である6月22日が「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定められました。

さらに、国際的においては、わが国が主導する「ハンセン病差別撤廃決議」が人権理事会において採択されました。
(参考:法務省人権擁護局「人権の擁護」)

【29】 現在、新温泉町において、インターネットを悪用した人権侵害について、あなた自身が見たり聞いたり、経験したことがあるものはどれですか。(複数可)

項 目	結果 (%)
(1) 他人へのひどい悪口、誹謗中傷(根拠のない嫌がらせ・悪口)や差別的な表現などの書き込みを見たことがある	7.6
(2) 第三者に無断で他人の電子メールを閲覧された	1.0
(3) 悪徳商法によるインターネット取引での被害にあった	3.2
(4) 個人情報を流出された	2.9
(5) わからない	66.9
(6) その他	0.5



「(5) わからない」が66.9%、「(1) 他人への悪口、誹謗中傷や差別的な表現などの書き込みを見たことがある」が7.6%。つまり、日常生活の中で「見たことも経験したこともない人」は10人中6～7人、「書き込みを見たことがある人」が13人に1人の割合でいることになる。「(3) 悪徳商法によるインターネット取引で被害にあった」が3.2%。この数字は31人に1人の割合になる。

インターネット上の人権侵害

インターネット上において、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害などの人権問題が起きています。インターネットを正しく使用し、人権侵害をなくすことが必要です。

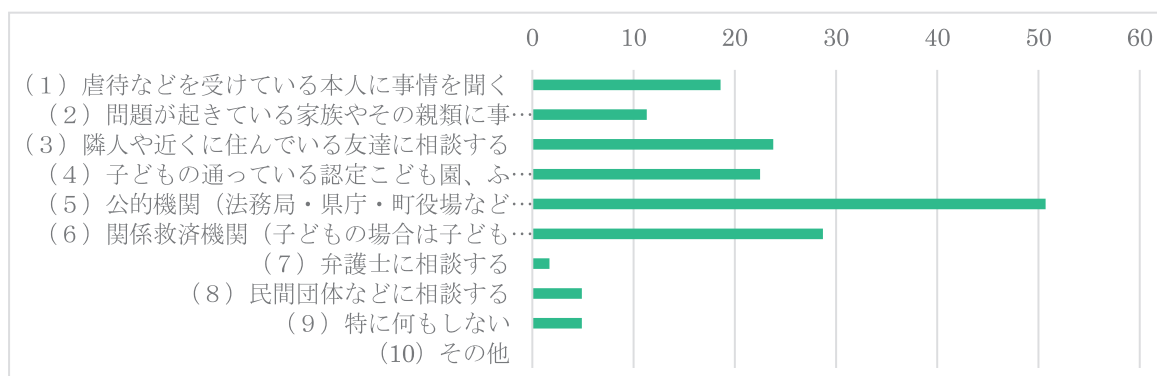
インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など、人権にかかわる様々な問題が発生しています。こうした行為は人を傷つけるものであり、書き込みをした人が罪に問われることもあります。

インターネット上の人権侵害の問題は、近年深刻化しており、一般のインターネット利用者に対して、人権に関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要です。

小学生・中学生等の青少年のインターネットの利用が年々増加している一方、SNS等を利用した誹謗中傷や違法ダウンロードなど子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。そうした状況を踏まえ、平成21年4月から施行されている「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が改正され、平成30年2月から、18歳未満の青少年利用者に対して有害情報のフィルタリング有効化措置を行うことなどが携帯電話事業者等に義務付けられました。

【30】 子ども、高齢者、障がいのある人への虐待、配偶者や恋人などからの暴力（DV）が、あなたのまわりで起きていることを知った場合、どう対応しますか。（複数可）

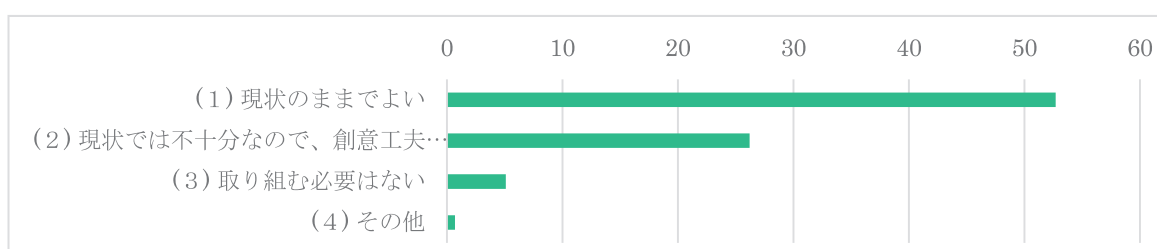
項 目	結果（％）
(1) 虐待などを受けている本人に事情を聞く	18.6
(2) 問題が起きている家族やその親類に事情を聞く	11.3
(3) 隣人や近くに住んでいる友達に相談する	23.8
(4) 子どもの通っている認定こども園、ふれあいセンター、学校などに相談する	22.5
(5) 公的機関（法務局・県庁・町役場などの人権相談窓口、人権擁護委員等）に相談する	50.7
(6) 関係救済機関（子どもの場合は子ども家庭センターなど、配偶者の場合は配偶者暴力相談支援センターや警察など）へ通報する	28.7
(7) 弁護士に相談する	1.7
(8) 民間団体などに相談する	4.9
(9) 特に何もしない	4.9
(10) その他	0



公的機関や関係救済機関、隣人等に相談するなど、ほとんどの人が何らかの行動を起こすと回答しているが、4.9%の人は「(9) 特に何もしない」と回答。この数字は20人に1人の割合になる。

【31】 今、同和問題をはじめ様々な人権問題についての学習活動が推進されていますが、そのことについて、あなたはどのように思いますか。

項 目	結果（％）
(1) 現状のままでよい	52.7
(2) 現状では不十分なので、創意工夫する必要がある	26.2
(3) 取り組む必要はない	5.1
(4) その他	0.7



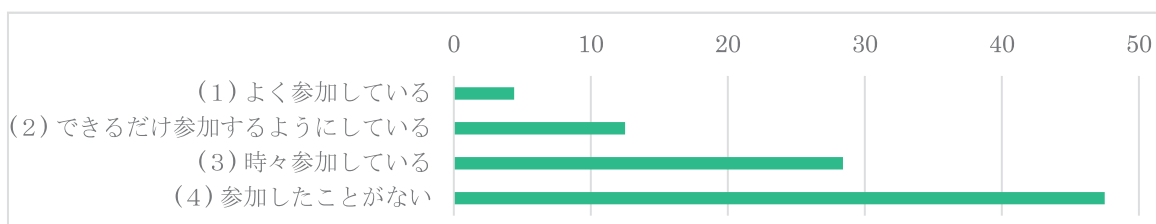
(4) その他の意見

- ・ 同和問題にはとても力を入れているが、男女差別、外国人、LGBT 等に関してはとても表面的
- ・ 講師としての資質を疑われる人がいる。

「(1) 現状のままでよい」が52.8%と過半数。「(2) 現状で不十分なので、創意工夫する必要がある」が26.2%で4人に1人の割合で「現状では不十分」と回答している。一方で「(3) 取り組む必要はない」との回答が5.1%ある。「取り組む必要がない」のはなぜか、どのような「創意工夫」があるかなど、さらに研究していく必要があるようだ。

【32】－1 あなたは、近年同和問題をはじめとする人権についての学習会、講演会、研修会、講座等に参加されたことがありますか。

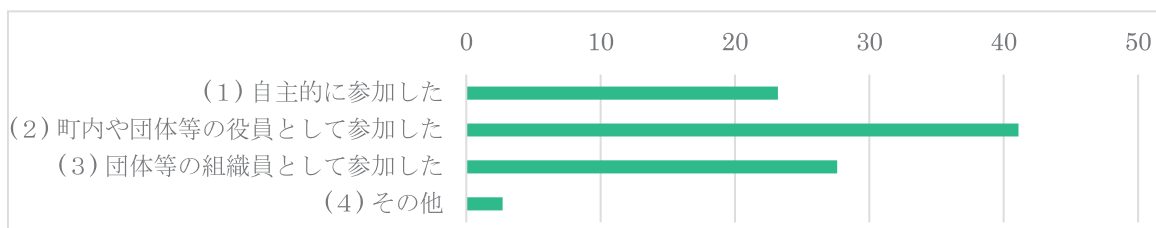
項 目	結果 (%)
(1) よく参加している	4.4
(2) できるだけ参加するようにしている	12.5
(3) 時々参加している	28.4
(4) 参加したことがない	47.5



「(4) 参加したことがない」を47.5%の人が回答している。町民の約半数の人が参加していないことになる。参加できない、参加しない理由は様々であると思うが、参加してもらえるような「創意工夫」が必要であるように思う。

【32】－2 前の質問【32】－1の「1～3」に○印をつけられた方におたずねします、あなたが参加されたきっかけは何ですか。

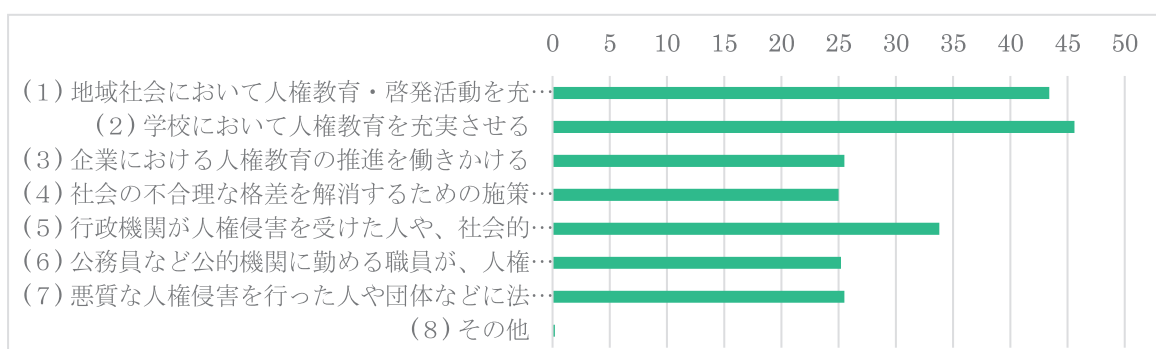
項 目	結果 (%)
(1) 自主的に参加した	23.2
(2) 町内や団体等の役員として参加した	41.1
(3) 団体等の組織員として参加した	27.6
(4) その他	2.7



「(2) 町内や団体等の役員として参加した」が41.1%、「(3) 団体等の組織員として参加した」が27.6%で、10人のうち6～7人が、何らの組織の一員として参加していることになる。「(1) 自主的に参加した」が23.2%ある。自主的に参加している人は4人に1人の割合になる。私たちが人権を学ぶ目的は、他人の人権を尊重し差別しない心を養うことと同時に、何が差別なのかを見抜き、自分が差別を受けないためでもある。多くの人が積極的に人権学習をされることを期待するところである。

【33】 人権が保障される社会を実現するために、行政の施策として特に重要だと思われるものは何ですか。

項 目	結果 (%)
(1) 地域社会において人権教育・啓発活動を充実させる	43.4
(2) 学校において人権教育を充実させる	45.6
(3) 企業における人権教育の推進を働きかける	25.5
(4) 社会の不合理な格差を解消するための施策を充実させる	25.0
(5) 行政機関が人権侵害を受けた人や、社会的に弱い立場にある人を支援、救済していく	33.8
(6) 公務員など公的機関に勤める職員が、人権意識をしっかり持つ	25.2
(7) 悪質な人権侵害を行った人や団体などに法的規制をする	25.5
(8) その他	0.2



「(2) 学校での人権教育の充実」が45.6%、「(1) 地域での人権教育・人権啓発の充実」が43.4%で突出している。続いて、「(5) 行政機関による支援・救済の必要」が33.8%。「(3) 企業における人権教育の推進」「(4) 社会における不合理な格差解消」「(6) 公務員の人権意識向上」「(8) 法的規制」など、他の項目も同じように高い数値が並ぶ。
多くの町民が、「人権が保障される社会の実現」を望んでいることがうかがわれる。

【34】 同和問題をはじめあらゆる差別解消に向けての取組について、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

- ・新温泉町では、部落差別解消に向けた取組みをよく頑張っていると思います。
- ・今までの歴史について、目を向けることも良いが、講演など様々な人権課題についての講演を設けてほしい。
- ・同和問題やその他のあらゆる差別も、情報として広く伝えることは良いことだと思う。
子どもたちは、様々な学習を通じて、同和問題や、LGBT、外国人に対する差別、色々な事を知っていますが大人はそうではない。学習が足りない。大人が負の感情をいつまでも持たないように、子どもたちを見ならうべきだと思います。
- ・私の職場でもことあるごとに「あそこは〇〇地区だから・・・税金やいろいろと優遇されているから」と「〇〇の人は△△から嫁をもらっている」など言う方がおられます。私は働くまでそんな事はひとつも知りませんでした。知らなくてもいい事をことあるごとに言われるとだんだん洗脳されていく気がします。小さな子や小学生、学生などは知らない事を大人からそのように吹きこまれる方もいると思います。確かに以前はあった差別かもしれませんが、その差別のあった事実よりもそんな事を伝承していく大人達を力を入れて解消していくべきだと思います。過去にどんな事があったとしてもその差別地域の方のおかげで経済や生活もまわっていきえていたと思います。今、現在の生活があるのは、全ての方が、がんばってきたおかげだと思います。(香美町勤務です)
- ・問題がある人から相談があった時にできるだけ秘密裡に解決すれば良い。
- ・学校とか公的に考えたり集会はしない方が良いと思う。
- ・圧力団体からとか新聞等からの問題は、これはもう国に委せるしか仕方がない
- ・差別は基本的になくならないと思います。差別は区別から始まり区別は何にでもありますので差別はなくならないと思いますので許されない差別には社会全体で監視する必要があると思います。又、見て見ないふりをする事がある事は自分も有り、誰でも面倒な事にはかかわりたくないと思うので教育と啓発活動を

- 進め意識改革を根気よく進めていく事で少しでも解消されればと思う。
- ・多様性を学び認めるための学習をあらゆる年代で実施するべき。
 - ・障がいのある子供の親は、自分が先になくなった場合のことを考えグループホームなどの住宅を作ろうとしてもその場所に対して反対をする。これでは何をするのも決まらないと思う
 - ・同和問題はいつでもしなくてはならないのか？結婚のことは、同和地区だけでない。今の若者はそれ程、思っていないと思う。
 - ・子ども達には、人権作文や標語などを考える時以外にも授業などを通じて、なぜ差別をしてはいけないのか、なぜ人権を尊重し守らなければならないのか等を日々の授業であったり、各地区の人権講演会を通じて学ぶ機会が増えれば良いと思う。その為に大人達が何をしているのか、何ができているのかを町として色々発信できれば、もっとたくさんの町民にも意識付けができ家庭内でもすこしずつ話題に上がる機会が増えると思う。
 - ・今の子供は、同和問題を知らないのに大人が教えるようなものそっとしておいたら良いと思う
 - ・人にもよりますが、この言葉が差別になるかならないかわからないうちに使っている人が、多いと思います。なので人権の公的な学習の場は必要だと思います。人権講座に参加したことがありますが、より多くの人が参加できるようにした方がよい。
 - ・今も尚、部落の方との結婚問題で差別が行われているのが現状です。本人同士の意見は通らず親、親戚の反対にあい別れてしまった若者を知っています。田舎ならではの世間体を気にする方が多いと言う事だと思います。部落差別のない社会を実現してほしいと思います。
 - ・高齢者になり社会との接点が少ないので同和問題とかまだまだその言葉が残っているのかとびっくりしています。まだ根強く残っているのですか。
 - ・私の経験では、浜坂町、新温泉町の職員の方々は同和地区に住んでいる人達にだけ人権があるように考えておられるみたいです。過去に私は、役場職員に方から、そのような対応をされたことがあります。人権は、全ての人にあるものなのです。声高に差別の解消を叫ぶのではなく静かに事業を学び、自分を高めましょう。同和地区が存在しない地域、地方もあるのであります。
 - ・学校でも人権教育をしっかり行い、幼少期から人権意識、人権感覚を養うことが大切だと思います。
 - ・テレビやインターネットでの国家公務員・政治家の差別発言が時々気になる。まず第1は、立場が上の人からアンガーマネージメントをしっかり受けて、相手（少数派や弱い立場の人）の身になって発信してほしい。社会全体で言葉使いについて、考えてほしい（1部の人だと思います）。とてもいい言葉使いの人もいますが・・・
 - ・余りこの件に関して、興味ありません。中学時代より一緒に机をならべて過しました。
 - ・差別解消の方法はわからないが、差別はあってはならない事であるので、何らかの方法で解消しなければいけないが、あまり意識しすぎたり、性急に事を行うと、よくないと思う。時間をかけて教育や啓発活動を行うのが良いと思う。
 - ・徳川幕府を守るための根拠のない身分制度、何百年も続いてきた解消されればあらゆる人権問題解決につながっていくと思う。生き方を否定されることがあってはならない。
 - ・差別解消は進んでいる。
 - ・私は昭和生まれで、平成に結婚し子育てを経験し今は令和です。私が当たり前だと思っていた事が、今では当たり前ではなくなった事が、沢山あります。時代にそった生き方が出来ればと色々な意見を聞いたり、考えたりする事もありますが、生きやすくなった面もあります。（男女差別などへりました）
 - ・学校、職場、地域、そこに集まる人が、お互いを認め会いゆずり会う気持ちを持ってたら良いなと思います。
 - ・歴史と学校教育で重点的に学習して（ユダヤ、白黒根絶世界的な差別やすべての差別）の問題を学習して人間が全人類を守るべき責役がある権利であってだれも人権を犯かすことが出来ない事を教え込み、親であれ、教師、政治家であっても間違って差別問題を肯定する者あれば社会的に否定されるのは当然である。だれも知っているである。人はだれでもいろいろ差がある。差があるのは当然であるが、その差によって差別するのは究極的には刑法で決めて処罰を加えなければ、なくなっても知れない。1人1人の個人的には差別する方が悪い。目標をもって生活し他人の評価や言葉一つ一つに左右されないメンタルの強い人間を育てる方法も解決の1つであると思います。
 - ・部落解放つまり・どこに住んでいるとか、そこに住んでいるとかが部落や同和問題の根底にある。子供の頃、平家（平屋）に7人の朝鮮人が住みついていた事があるが、その人たちはよく野あらしをしていたので、子供ながら（朝鮮、朝鮮）と馬鹿にしていたら、朝鮮人は「朝鮮、朝鮮、馬鹿にするな！！同じ飯（めし）食ってどこ違う」と言っていた、言葉を思い出します。
 - ・この様なアンケート調査等を時々して意識を高めていくことが大事である。
 - ・同和問題の年月が過ぎて形がずい分時代と共に違ったように思います。高齢者のことしかわかりませんが、人が小さくグループになって、人のうわさ話等で人をそししたりよけたりしている姿を時々感じるように思えます。まだまだ自分にも負のおいめがあったりして心を開けていないからそう見えるのかもしれませんが、自分自身も反省して人の中に少しづつ入っていける勇気を養ってゆきたいと思います。
 - ・人権教育は人間教育の一部として構成されることがらではなかろうか。教育、指導に携わる方には検討

してみてください。

- ・平等と公平の違いについて学ぶ機会がありました。行政機関には公平を大切に、必要な人に支援が行き届くようにしてほしいです。そのための、人権教育、啓発活動が盛んになればよいと思います。
- ・私の通っていた学校（神戸市）では、同和教育の授業（話を聞く時間）がありました。今は学校（こちらの学校）では、そういう事はされているのでしょうか？ 人権講演や道徳で授業されてますネ！！ 中学、高校でも、同和教育が必要だと思います。
- ・知らないうちに差別しているかもしれないので、学習会に参加することは、大切だと思いました。学校の制服の選択等、よい取り組みだと思います。皆で理解を深め、どんな人も住みやすい町になってほしいと思います。
- ・差別をしている時、見聞きした時は、公務員など公的機関に勤める人達が注意して諭して、教えてやらなければならない。
- ・前述しましたが、同和问题への関心を進めるのはいいのですが、町舎、多目的ホール、サンシーホールなど障害者の為（高齢者も）にエレベーター等の設備が一つもないのは、どうゆうことでしょうか。アンケートの前に身障者に向けての設備設置を考えて下さい。外国労働者の方々の労働条件や地元民との問題、交流。障害者の方々へのサポート、仕事、賃金、労働条件、及び、就労推進。児童、学生間の差別、いじめ、モンスターペアレントへの指導、講演等、人権問題は多々に及びます。同和问题と同じレベルで関係行政の方々は、考えて下さい。※町舎のトイレは他市町村のトイレに比べて掃除がキレイではありません。職員の方に指導が必要です。町民として、情けないと思います。
- ・差別事象は周囲にたくさんあると思った方がよいと思います。一旦事象が、出てしまえば、打ち消そうにも広がる一方です。差別は常態化すると見えなくなり問題点が解らなくなります。差別された人が口に出したりしているうちに、その問題点をひもといて解決しておく必要があると思います。定期的にアンケートを実施したりすることが大事だと思います。
- ・差別のない社会は理想であるが、現実的には極めて厳しい状況と言える。ただ国民1人1人の意識が大切であり無関心の少ない社会をまずは目指してほしい。
- ・人間として交わりの中で、常にフラットな状態で育んでいくという基本的動作を学校、家庭で幼少から教育を徹底する。親、先生、大人が子供に絶対にそういう態度を見せない。
- ・人間それぞれに性格のちがひ、生活環境のちがひの社会です。大変にむずかしい問題だと思います。行政機関に力強い英知をお願いしたいと思います。
- ・人の尊厳教育を（小中）学校教育です。正しい同和教育を……。例えば今だに江戸時代の士農工商等の身分制度があったと信じている大人がいる。OBの先生達も……。
- ・家庭内で個人的な偏った考えを子供や孫に埋めつけることがよくあり、それを子供たちが受け継いでしまうという負の連鎖が本当によくないと思う。1人1人がしっかりとした考えを持つことが大切だと思います。

▶ お わ り に ◀

平成21年度に第1回目の「人権に関する町民の意識調査」を実施してから今回の調査で4回目になります。今回の調査では、過去の質問項目を大きく見直し、特に新温泉町の実態について調査することにしました。

調査結果では、それぞれの設問において注目すべき結果が多く出たように思います。一つひとつ詳細に検討する必要があると思いますが、いずれの人権課題も共通して言えることは、誤った考え方や間違った知識による思い込みや偏見からおこる差別が多く見受けられるということではないでしょうか。同和问题、エイズ・ハンセン病問題などはその代表的なものと言えます。

確実に言えることは、『差別を認めることは、自分が差別されることを認める』ことになります。

新温泉町として、「差別を認めない社会づくり」のため、これからの人権教育の内容・方法について一層創意工夫をし、全ての町民が人権意識を高めていけるような人権教育・人権啓発に取り組んでいく必要があると思います。

町民一人ひとりが、「人のための人権学習ではなく、自分自身が差別されないための人権学習」に取り組んでいくということが大切なことであるように思います。

【参考資料】 年代別集計結果 (%)

質問番号		全体	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～
【1】	1	5.9	7.7	10.0	4.5	4.8	0.0	7.5	6.8
	2	51.5	53.8	70.0	50.0	59.5	48.1	55.1	46.9
	3	39.0	30.8	20.0	36.4	28.6	51.9	34.6	42.6
	4	3.7	7.7	0.0	9.1	7.1	0.0	2.8	3.7
【2】	1	19.4	7.7	0.0	9.1	11.9	15.4	25.2	22.2
	2	54.2	30.8	70.0	45.5	59.5	51.9	55.1	54.9
	3	12.3	7.7	10.0	22.7	26.2	21.2	9.3	6.8
	4	30.9	69.2	30.0	59.1	33.3	28.8	29.0	25.3
	5	18.1	7.7	40.0	31.8	16.7	19.2	17.8	16.0
	6	19.4	0.0	0.0	0.0	7.1	5.8	24.3	29.0
	7	2.5	0.0	0.0	4.5	2.4	3.8	0.9	3.1
	8	2.5	0.0	0.0	4.5	0.0	0.0	1.9	4.3
	9	39.5	23.1	60.0	36.4	52.4	50.0	50.5	25.9
	10	2.5	0.0	10.0	4.5	2.4	0.0	0.9	3.7
	11	19.1	38.5	60.0	31.8	28.6	23.1	21.5	8.0
	12	10.0	15.4	0.0	13.6	4.8	1.9	7.5	15.4
	13	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	1.2
【3】 - 1	1	7.4	7.7	0.0	4.5	4.8	1.9	4.7	12.3
	2	69.1	61.5	70.0	68.2	64.3	73.1	72.0	67.9
	3	18.9	30.8	30.0	18.2	23.8	19.2	17.8	16.7
	4	1.5	0.0	0.0	4.5	2.4	1.9	1.9	0.6
【4】	1	2.7	0.0	0.0	9.1	0.0	1.9	0.9	4.3
	2	93.9	100.0	100.0	90.9	90.5	98.1	97.2	90.7
【5】 - 1	1	8.6	15.4	0.0	9.1	7.1	15.4	10.3	5.6
	2	88.2	84.6	100.0	90.9	83.3	84.6	87.9	90.1
【5】 - 2	1	60.0	100.0	0.0	100.0	33.3	50.0	45.5	77.8
	2	11.4	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	9.1	11.1
	3	22.9	0.0	0.0	0.0	0.0	37.5	18.2	33.3
	4	5.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	11.1
	5	45.7	0.0	0.0	50.0	66.7	25.0	54.5	55.6
	6	2.9	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
	7	17.1	0.0	0.0	0.0	33.3	37.5	18.2	0.0
	8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【6】 - 1	1	28.2	46.2	40.0	27.3	19.0	36.5	31.8	23.5
	2	32.8	15.4	40.0	22.7	31.0	30.8	34.6	35.2
	3	16.2	0.0	40.0	9.1	16.7	19.2	21.5	12.3
	4	3.9	0.0	10.0	9.1	7.1	5.8	2.8	2.5
	5	10.0	0.0	10.0	9.1	21.4	13.5	9.3	7.4
	6	8.6	15.4	10.0	9.1	11.9	7.7	4.7	9.9
	7	22.5	30.8	40.0	18.2	33.3	26.9	26.2	14.8
	8	27.5	0.0	40.0	18.2	33.3	25.0	27.1	29.6
	9	15.2	15.4	20.0	4.5	9.5	9.6	24.3	13.6
	10	2.0	0.0	0.0	9.1	2.4	0.0	0.9	2.5
	11	2.9	0.0	20.0	4.5	2.4	3.8	1.9	2.5
	12	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【7】	1	29.7	38.5	30.0	27.3	21.4	26.9	33.6	29.6
	2	22.5	7.7	30.0	22.7	23.8	19.2	26.2	21.6
	3	9.1	15.4	10.0	0.0	7.1	9.6	11.2	8.6
	4	11.5	53.8	20.0	22.7	19.0	5.8	7.5	8.6
	5	12.3	0.0	20.0	9.1	2.4	21.2	18.7	8.6
	6	6.1	0.0	20.0	0.0	2.4	7.7	3.7	8.6
	7	16.9	7.7	20.0	9.1	14.3	13.5	22.4	16.7
	8	24.3	15.4	20.0	18.2	31.0	25.0	21.5	25.9
	9	3.2	0.0	10.0	4.5	11.9	1.9	1.9	1.9
	10	0.5	0.0	0.0	4.5	0.0	0.0	0.0	0.6

質問番号		全体	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～
【8】	1	5.4	15.4	30.0	0.0	0.0	3.8	5.6	5.6
	2	3.7	7.7	10.0	0.0	0.0	3.8	6.5	2.5
	3	27.0	53.8	30.0	18.2	35.7	23.1	28.0	24.1
	4	7.1	0.0	20.0	4.5	11.9	7.7	7.5	5.6
	5	2.2	7.7	10.0	0.0	4.8	1.9	1.9	1.2
	6	35.0	30.8	40.0	45.5	38.1	34.6	46.7	25.3
	7	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	0.0	0.6
【9】	1	27.9	23.1	70.0	45.5	28.6	38.5	19.6	25.3
	2	24.3	30.8	20.0	27.3	31.0	25.0	25.2	21.0
	3	25.7	7.7	40.0	18.2	23.8	30.8	36.4	19.1
	4	1.5	7.7	0.0	4.5	0.0	0.0	0.9	1.9
	5	2.2	7.7	0.0	4.5	0.0	5.8	0.9	1.9
	6	7.6	15.4	10.0	0.0	4.8	17.3	12.1	2.5
	7	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.6
	8	1.2	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0	0.9	1.9
	9	5.6	15.4	0.0	0.0	7.1	7.7	7.5	3.7
	10	21.6	7.7	20.0	18.2	23.8	25.0	19.6	22.8
	11	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【10】	1	12.3	7.7	20.0	0.0	16.7	7.7	14.0	13.0
	2	7.8	7.7	0.0	22.7	9.5	7.7	10.3	4.3
	3	0.2	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	4	8.8	7.7	20.0	4.5	9.5	7.7	7.5	9.9
	5	2.9	0.0	10.0	0.0	7.1	0.0	3.7	2.5
	6	1.5	0.0	10.0	9.1	2.4	0.0	0.9	0.6
	7	2.5	0.0	10.0	0.0	2.4	1.9	0.9	3.7
	8	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0
	9	58.6	69.2	40.0	50.0	50.0	59.6	64.5	58.0
	10	1.0	0.0	0.0	0.0	4.8	0.0	0.0	1.2
【11】	1	59.3	69.2	80.0	45.5	66.7	63.5	61.7	54.3
	2	3.2	7.7	10.0	4.5	2.4	1.9	3.7	2.5
	3	24.5	15.4	10.0	31.8	23.8	19.2	24.3	27.2
	4	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.6
【12】	1	1.2	0.0	0.0	4.5	0.0	0.0	0.9	1.9
	2	12.5	0.0	20.0	9.1	14.3	9.6	11.2	14.8
	3	3.4	15.4	30.0	4.5	4.8	1.9	2.8	1.2
	4	43.9	30.8	30.0	22.7	40.5	44.2	47.7	46.9
	5	30.4	46.2	20.0	50.0	35.7	40.4	28.0	24.1
	6	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
【13】	1	22.1	23.1	30.0	18.2	21.4	21.2	18.7	24.7
	2	73.5	76.9	70.0	77.3	76.2	76.9	77.6	68.5
【14】	1	26.0	30.8	0.0	36.4	7.1	23.1	32.7	27.2
	2	66.9	61.5	80.0	54.5	88.1	71.2	61.7	64.8
	3	2.9	0.0	20.0	4.5	0.0	7.7	0.0	3.1
	4	1.7	7.7	0.0	0.0	0.0	3.8	1.9	1.2
	5	0.2	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0	0.0	0.0
【15】	1	24.8	69.2	40.0	54.5	26.2	21.2	22.4	18.5
	2	63.7	30.8	60.0	36.4	64.3	65.4	68.2	66.7
	3	5.6	0.0	0.0	4.5	4.8	9.6	3.7	6.8
	4	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	0.0	0.6
	5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【16】	1	22.9	15.4	0.0	42.9	25.0	14.3	29.2	24.0
	2	58.3	84.6	100.0	42.9	66.7	57.1	37.5	52.0
	3	17.7	0.0	0.0	14.3	8.3	28.6	29.2	24.0
	4	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	0.0

質問番号		全体	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～
【17】	1	29.4	30.8	50.0	50.0	33.3	36.5	28.0	22.8
	2	46.8	46.2	60.0	45.5	52.4	57.7	50.5	38.9
	3	12.5	0.0	30.0	13.6	23.8	13.5	11.2	9.9
	4	21.1	15.4	0.0	22.7	26.2	15.4	25.2	20.4
	5	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	2.8	4.9
	6	11.5	38.5	0.0	4.5	7.1	13.5	12.1	11.1
	7	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
【18】	1	10.0	15.4	0.0	4.5	2.4	9.6	14.0	10.5
	2	45.6	38.5	20.0	27.3	42.9	40.4	55.1	46.3
	3	28.7	30.8	50.0	40.9	31.0	34.6	15.9	31.5
	4	10.5	15.4	30.0	22.7	21.4	11.5	10.3	4.3
【19】	1	7.4	15.4	0.0	4.5	0.0	7.7	13.1	5.6
	2	47.5	38.5	10.0	27.3	45.2	36.5	57.9	50.6
	3	28.4	38.5	60.0	31.8	31.0	40.4	14.0	30.2
	4	12.5	7.7	30.0	31.8	21.4	13.5	11.2	7.4
【20】－1	1	30.1	15.4	30.0	50.0	31.0	30.8	32.7	26.5
	2	61.3	84.6	70.0	40.9	59.5	67.3	55.1	64.2
【20】－2	1	9.8	0.0	0.0	9.1	15.4	18.8	8.6	7.0
	2	69.1	50.0	0.0	54.5	46.2	75.0	71.4	81.4
	3	26.0	50.0	33.3	45.5	46.2	31.3	20.0	16.3
	4	7.3	0.0	66.7	0.0	15.4	6.3	5.7	4.7
	5	11.4	0.0	0.0	18.2	23.1	12.5	11.4	7.0
	6	12.2	50.0	0.0	9.1	46.2	0.0	8.6	9.3
	7	26.8	0.0	33.3	36.4	38.5	25.0	22.9	25.6
	8	21.1	50.0	33.3	18.2	30.8	6.3	20.0	23.3
	9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【21】－1	1	16.2	0.0	20.0	4.5	16.7	15.4	20.6	16.0
	2	78.2	100.0	80.0	95.5	78.6	78.8	76.6	74.7
【21】－2	1	4.2	0.0	0.0	4.5	4.8	3.8	3.7	4.9
	2	85.3	76.9	100.0	95.5	85.7	86.5	86.0	82.7
【21】－3	1	2.3	0.0	0.0	0.0	5.6	2.2	2.2	2.2
	2	23.0	30.0	30.0	14.3	33.3	26.7	20.7	20.9
	3	61.2	50.0	60.0	61.9	52.8	53.3	69.6	61.2
【22】	1	8.3	7.7	0.0	0.0	4.8	3.8	15.0	8.0
	2	32.6	38.5	20.0	36.4	26.2	32.7	26.2	38.3
	3	53.4	53.8	80.0	63.6	64.3	59.6	53.3	45.7
【23】	1	9.8	0.0	0.0	9.1	7.1	7.7	17.8	7.4
	2	47.1	61.5	40.0	45.5	52.4	48.1	44.9	46.3
	3	38.7	38.5	60.0	45.5	38.1	40.4	33.6	39.5
【24】	1	11.0	7.7	20.0	4.5	9.5	7.7	17.8	8.6
	2	39.2	69.2	30.0	45.5	33.3	40.4	35.5	40.1
	3	44.9	23.1	50.0	50.0	54.8	48.1	43.0	43.2
【25】	1	9.1	30.8	20.0	9.1	11.9	7.7	11.2	4.9
	2	60.8	53.8	80.0	68.2	73.8	73.1	66.4	48.1
	3	24.3	15.4	0.0	22.7	11.9	15.4	18.7	36.4
【26】－1	1	6.4	15.4	20.0	22.7	9.5	9.6	5.6	1.2
	2	87.5	84.6	80.0	77.3	88.1	86.5	89.7	88.3
【26】－2	1	3.9	0.0	0.0	4.5	0.0	1.9	5.6	4.9
	2	83.6	92.3	100.0	95.5	95.2	90.4	86.0	73.5
	3	1.2	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	1.9
【27】	1	18.1	7.7	0.0	9.1	11.9	23.1	20.6	19.8
	2	67.9	92.3	90.0	90.9	81.0	67.3	67.3	58.6
	3	2.2	0.0	10.0	0.0	2.4	0.0	2.8	2.5

質問番号		全体	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～
【28】	1	8.1	0.0	10.0	9.1	9.5	7.7	7.5	8.6
	2	76.7	100.0	80.0	81.8	88.1	80.8	79.4	67.9
	3	2.5	0.0	10.0	4.5	0.0	1.9	2.8	2.5
【29】	1	7.6	38.5	30.0	18.2	11.9	9.6	5.6	1.9
	2	1.0	0.0	0.0	4.5	2.4	0.0	0.9	0.6
	3	3.2	7.7	0.0	13.6	2.4	7.7	1.9	1.2
	4	2.9	0.0	0.0	4.5	7.1	7.7	1.9	1.2
	5	66.9	61.5	50.0	63.6	78.6	65.4	69.2	64.8
	6	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2
【30】	1	18.6	23.1	40.0	31.8	33.3	19.2	16.8	12.3
	2	11.3	7.7	20.0	22.7	9.5	13.5	12.1	8.6
	3	23.8	30.8	20.0	18.2	38.1	25.0	20.6	22.2
	4	22.5	15.4	60.0	50.0	47.6	23.1	19.6	12.3
	5	50.7	30.8	50.0	59.1	47.6	59.6	57.9	44.4
	6	28.7	7.7	70.0	31.8	31.0	28.8	32.7	24.1
	7	1.7	0.0	0.0	0.0	2.4	5.8	0.9	1.2
	8	4.9	0.0	0.0	0.0	2.4	7.7	2.8	7.4
	9	4.9	15.4	0.0	0.0	4.8	5.8	2.8	6.2
	10	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【31】	1	52.7	76.9	20.0	54.5	45.2	44.2	62.6	50.6
	2	26.2	15.4	70.0	36.4	42.9	36.5	18.7	20.4
	3	5.1	7.7	0.0	0.0	4.8	11.5	4.7	4.3
	4	0.7	0.0	0.0	4.5	0.0	0.0	0.0	1.2
【32】 - 1	1	4.4	7.7	10.0	0.0	2.4	1.9	4.7	5.6
	2	12.5	0.0	0.0	0.0	9.5	5.8	19.6	14.2
	3	28.4	38.5	20.0	45.5	23.8	32.7	22.4	29.6
	4	47.5	53.8	70.0	54.5	59.5	57.7	47.7	38.3
【32】 - 2	1	23.2	0.0	33.3	20.0	13.3	4.8	28.0	28.8
	2	41.1	0.0	0.0	20.0	40.0	47.6	38.0	48.8
	3	27.6	50.0	66.7	40.0	40.0	33.3	30.0	17.5
	4	2.7	16.7	0.0	0.0	0.0	9.5	0.0	2.5
【33】	1	43.4	30.8	30.0	50.0	57.1	51.9	42.1	38.9
	2	45.6	61.5	70.0	45.5	52.4	50.0	48.6	37.7
	3	25.5	23.1	40.0	27.3	35.7	36.5	26.2	17.9
	4	25.0	46.2	0.0	27.3	28.6	21.2	26.2	24.1
	5	33.8	7.7	70.0	31.8	31.0	32.7	38.3	32.1
	6	25.2	15.4	30.0	22.7	21.4	23.1	27.1	26.5
	7	25.5	23.1	50.0	18.2	33.3	28.8	31.8	17.9
	8	0.2	0.0	0.0	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0

人権啓発推進条例制定のまち しんおんせん

令和5年度 新温泉町人権標語 優秀作品

たからもの ぼくのだいじな おともだち

照来小学校1年 は せ さか 長谷坂 そうすけ 爽介 さん

「だいじょうぶ！」 いたみ・かなしみ 半分こ

照来小学校4年 おか だ えいみ 岡田 笑 さん

rainbow みんな同じじゃ つまらない

浜坂中学校2年 なかむら ゆ ら 中村 悠空 さん

スマホは置いて 目の前にいるわたしと 話そうよ

夢が丘中学校PTA は せ がわ る み 長谷川 瑠美 さん

新温泉町人権啓発推進条例 (平成17年10月1日施行)

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、町及び町民が共に力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てる町づくりの実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、人権尊重の理念に基づき、人間性を豊かにする人権教育及び啓発活動を推進し、人権意識の醸成及び高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、お互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重の町づくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする。

(以下の条項は略)

★人権に関するご相談は★

新温泉町文化会館

電話 (0796) 82-3328

問合せ先 新温泉町文化会館 電話 (0796) 82-3328 (令和6年6月発行)